

# 身体拘束に関するアンケート調査結果

平成23年1月

静岡県健康福祉部長寿政策局介護指導課



— 目 次 —

I 調査概要

1 調査目的 .....	1
2 調査内容及び回答状況等 .....	1
(1) 取組状況等調査 .....	1
(2) 意識等調査 .....	2

II 結果概要

1 取組状況等調査 .....	3
2 意識等調査 .....	18

【資料】

1 集計結果 .....	25
(1) 取組状況等調査 .....	25
(2) 意識等調査 .....	49
2 調査票 .....	56
(1) 取組状況等調査 .....	56
(2) 意識等調査 .....	65



# I 調査概要

## 1 調査目的

介護保険施設等に対して実施した平成14、16及び19年度の取組状況等調査の結果から、身体拘束に対する認識は相当程度深まっていることがわかった。

また、本県の身体拘束廃止推進事業の一環として実施している研修会は、例年定員を超える応募があり、参加者の関心の高さをうかがうことができる。

平成18年4月には、「高齢者虐待防止法」が施行され、さらに、介護老人福祉施設等における身体拘束廃止未実施減算の制度が創設されるとともに、介護サービス事業者に対する実地指導の重点項目として国から示されている。

そこで、平成19年度の前回調査以降の取組状況及び利用者の意識の変化について調査を実施し、今後の身体拘束ゼロ作戦推進事業に資する。

## 2 調査内容及び回答状況等

### (1) 身体拘束廃止についての取組状況等アンケート調査(取組状況調査)

#### ア 調査対象及び回答数

事業所種別	対象事業所	回答数	回答率
介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム(特養))	185	143	77.3%
介護老人保健施設(老健)	98	70	71.4%
介護療養型医療施設(療養型)	39	32	82.1%
特定施設入居者生活介護(特定施設)	77	53	68.8%
短期入所生活介護・短期入所療養介護(ショートステイ)	33	14	42.4%
認知症対応型共同生活介護(グループホーム(GH))	285	149	52.3%
小規模多機能型居宅介護(小規模多機能)	70	32	45.7%
地域密着型特定施設入居者生活介護(地域密着型特定施設)	8	7	87.5%
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護(地域密着型特養)	11	5	45.5%
事業所種別無回答	-	25	-
	806	530	65.8%

#### イ 調査時点

平成22年8月1日

#### ウ 調査方法

調査時点で指定を受けている対象施設等に調査票を郵送し、同封の返信用封筒により無記名で直接返送。なお、回答にあたっては、事業所職員全体の意見として、組織のトップである施設長や病院長等が記載。

(2) 身体拘束に関する意識等アンケート調査(意識調査)

ア 調査対象及び回答数

下表の施設等において任意で選出した利用者家族等とする。選出数は施設等の規模に応じて下表のとおり。認知症の人と家族の会静岡県支部は全会員とする。

事業所種別	対象事業所	選出数	対象者数
介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム(特養))	185	3	555
介護老人保健施設(老健)	98	3	294
介護療養型医療施設(療養型)	39	3	117
特定施設入居者生活介護(特定施設)	77	1	77
短期入所生活介護・短期入所療養介護(ショートステイ)	33	1	33
認知症対応型共同生活介護(グループホーム(GH))	285	1	285
小規模多機能型居宅介護(小規模多機能)	70	1	70
地域密着型特定施設入居者生活介護(地域密着型特定施設)	8	1	8
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護(地域密着型特養)	11	1	11
認知症の人と家族の会静岡県支部	-	104	104
合計	806	-	1,554

回答数

事業所種別	回答数	構成比
介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム(特養))	270	36.4%
介護老人保健施設(老健)	147	19.8%
介護療養型医療施設(療養型)	75	10.1%
特定施設入居者生活介護(特定施設)	37	5.0%
短期入所生活介護・短期入所療養介護(ショートステイ)	25	3.4%
認知症対応型共同生活介護(グループホーム(GH))	111	15.0%
小規模多機能型居宅介護(小規模多機能)	25	3.4%
地域密着型特定施設入居者生活介護(地域密着型特定施設)	7	0.9%
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護(地域密着型特養)	8	1.1%
その他	8	1.1%
利用なし	11	1.5%
施設種別無回答	17	2.3%
合計	741	100.0%
	回答率	47.7%

イ 調査時点

平成22年8月1日

ウ 調査方法

施設利用者の家族等については、施設利用者への面会の際などに各施設から調査票を配布。  
また、在宅介護者については、認知症の人と家族の会静岡県支部に依頼し、郵送にて会員に調査票を配布。

いずれも、回答は無記名とし、同封の返信用封筒により直接返送。

## II 結果概要

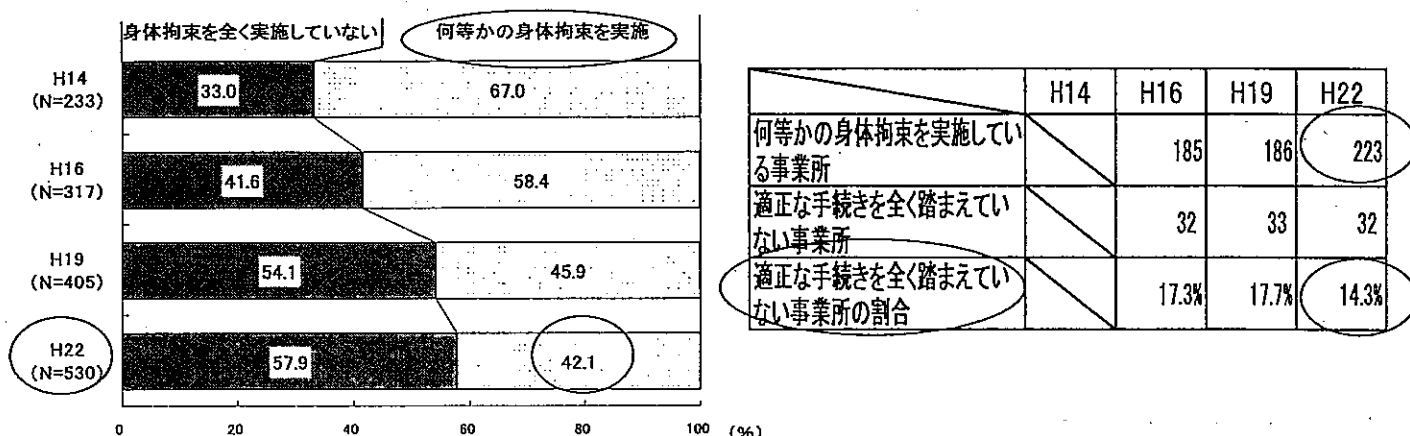
### 1 介護保険事業所の取組状況等調査結果の概要

- ◆今回の調査の結果、身体拘束が実施されている利用者（被拘束者）の人数は1,000人、その割合（拘束率）は3.8%であり、平成14年の調査開始以降、被拘束者数・拘束率ともに減少が続いている。そのうち、適正な手続きを踏まえずに拘束が実施されている利用者の割合は12.1%であり、平成19年の前回調査から△12.4ポイント改善した。
- ◆身体拘束が禁止されている具体的行為の中で、実際に実施されている拘束の割合は、「ベッド柵（サイドレール）」、「ミトン型手袋等」などが高く、これらの行為が身体拘束にあたるという意識は低い結果となった。また、経管栄養など医療行為を受けている利用者、要介護度5・認知症程度Mの利用者については、拘束率が高い結果となった。
- ◆一部の事業所においては、身体拘束廃止に対する取組や、拘束を実施する際の適正な手続きが徹底されていない。県は、実地指導の強化に加え、各事業所が身体拘束廃止を推進するために、「身体拘束ゼロ宣言」の呼び掛けや、「身体拘束廃止推進員養成研修」等研修の周知及び参加勧奨を、今後とも積極的に行っていく必要がある。

#### 1 身体拘束の実施状況 ～拘束率3.8%、そのうち不適正な拘束は12.1%～

今回の調査で回答のあった530事業所のうち、何等かの身体拘束を実施している事業所は223事業所、42.1%（前回186事業所、45.9%）であり、平成14年の調査開始以降、その割合は、減少傾向にある（図表1）。そのうち適正な手続き\*を全く踏まえずに身体拘束を実施している事業所の割合は、14.3%（同17.7%）であり、前回調査から、△3.4ポイント改善した。

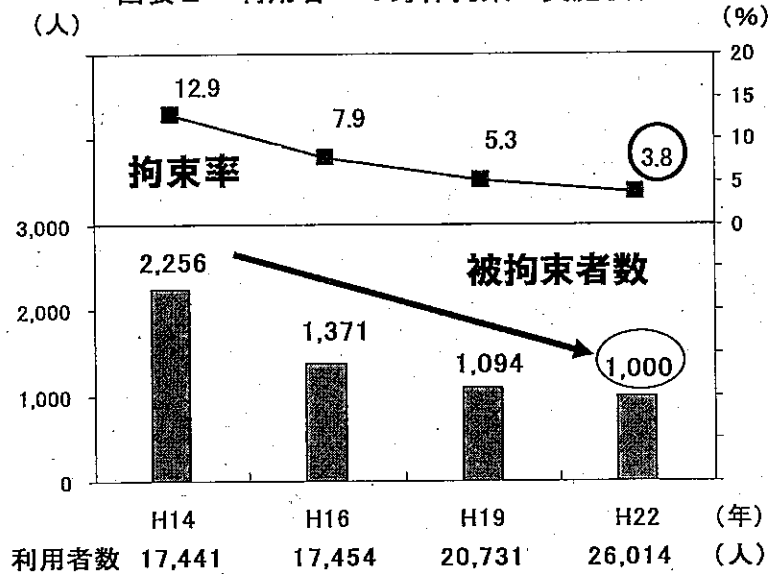
図表1 事業所における身体拘束の実施状況



※適正な手続き：身体拘束を実施する際に、①切迫性（生命・身体の危険が著しく高い）②非代替性（他に介護方法がない）③一時性（身体拘束が一時的な場合）の3要件を満たすことを事業所全体で判断し、利用者や家族からの同意を得ること。また、拘束の態様・時間、利用者の心身の状況、緊急やむを得ない理由の記録を行うこと。

また、利用者数で見ると、回答のあった事業所の利用者 26,014 人のうち、1,000 人（同 20,731 人のうち、1,094 人）に身体拘束が実施されていた（図表 2）。利用者数に対する被拘束者数の割合（以下「拘束率」）は 3.8%（同 5.3%）であり、事業所別にみると、介護老人福祉施設（以下「特養」）における被拘束者数が 327 人と最も多いが、拘束率では、介護療養型医療施設（以下「療養型」）が 9.8%と最も高い結果となった（図表 3）。

図表 2 利用者への身体拘束の実施状況

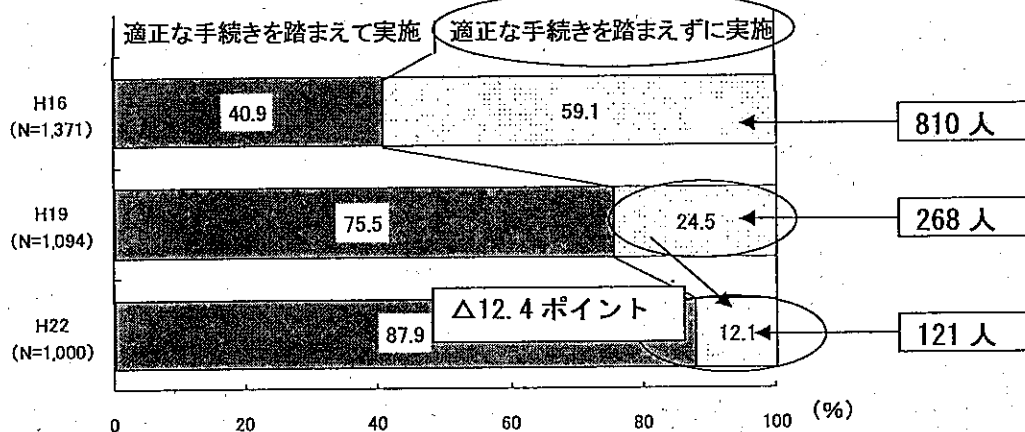


図表 3 事業所別にみた利用者への身体拘束の実施状況

	特養	老健	療養型	特定施設	ショートステイ	グループホーム	小規模多機能	地域密着特定施設	地域密着特養	事業所種別不明	計
利用者数	10,113	6,688	2,262	2,055	441	2,164	570	143	120	1,458	26,014
構成比	38.9%	25.7%	8.7%	7.9%	1.7%	8.3%	2.2%	0.5%	0.5%	5.6%	100.0%
被拘束者数	327	286	221	48	8	33	12	9	4	52	1,000
構成比	32.7%	28.6%	22.1%	4.8%	0.8%	3.3%	1.2%	0.9%	0.4%	5.2%	100.0%
拘束率	3.2%	4.3%	9.8%	2.3%	1.8%	1.5%	2.1%	6.3%	3.3%	3.6%	3.8%

さらに、適正な手続きを踏まえずに実施されている被拘束者数は、121 人（同 268 人）であり、被拘束者数に対する割合は、12.1%（同 24.5%）と、前回調査から、△12.4 ポイント改善した（図表 4）。

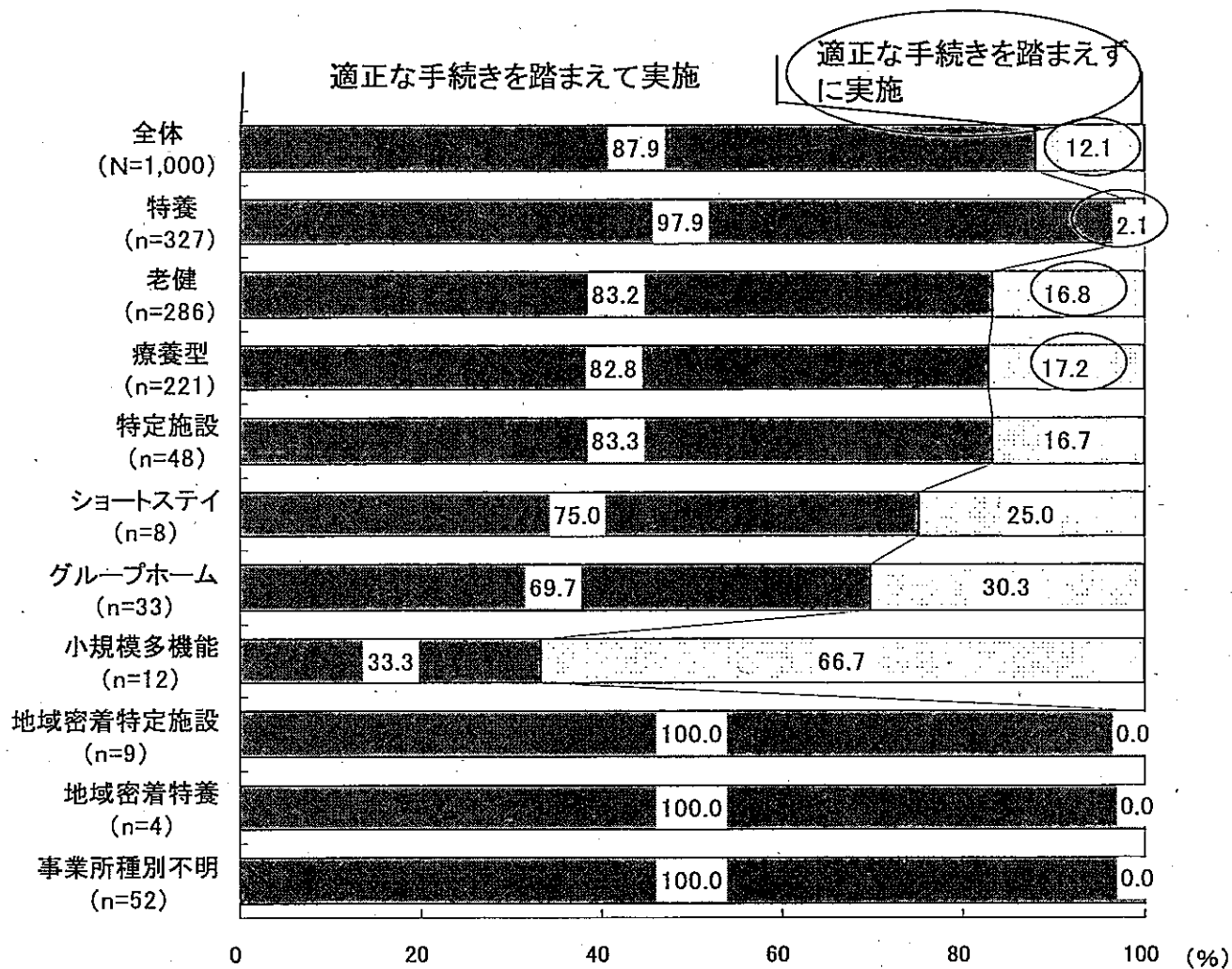
図表 4 被拘束者に対する適正な手続きの有無





事業所種別にみると、介護保険3施設のうち、特養は2.1%と低い水準にあるが、他の2施設の介護老人保健施設（以下「老健」）、療養型については、それぞれ、16.8%、17.2%と、全体の12.1%よりも高い（図表5）。介護保険3施設以外の事業所についても、被拘束者数こそ少ないものの、適正な手続きを踏まえずに実施されている身体拘束の割合が高いことから、身体拘束実施についての指導の強化が必要であるといえる。

図表5 被拘束者に対する適正な手続きの有無（H22 事業所種別）



## 2 身体拘束が禁止されている具体的行為に対する意識と実態

～拘束意識が低い「ミトン型手袋等」、最も実施されている拘束は「ベッド柵」～

身体拘束の禁止規定に該当する具体的行為 11 項目の意識について聞いたところ、「点滴・経管栄養のチューブを抜かないように、または皮膚をかきむしらないように、手指の機能を制限するミトン型の手袋等をつける。」が「身体拘束にあたると思う」と回答した事業所は 85.8%（前回 82.7%）であり、唯一 8 割台で、最も低い結果となった。それ以外の項目では、「行動を落ち着かせるために、向精神薬を過剰に服用させる。」（90.6%、同 91.6%）、「自分で降りられないように、ベッドを柵（サイドレール）で囲む。」（91.9%、同 91.6%）、「点滴・経管栄養のチューブを抜かないように、四肢をひもで縛る。」（91.9%、同 90.1%）の順で身体拘束にあたるとの意識が低い結果となった（図表 6）。

一方、具体的行為 11 項目のうち、実際に拘束が実施されている割合は、「ベッド柵（サイドレール）」（37.4%、同 35.3%）が約 4 割で最も多く、「ミトン型手袋等」（26.4%、同 20.6%）、「Y字型拘束帯や腰ベルト、車いすテーブル」（24.9%、同 25.7%）の順となっている。これらの行為は、いずれも拘束意識が低い部類に入ることから、改めて禁止行為に関する正しい理解と取組を求める等、より一層の意識啓発が必要である。

図表 6 具体的行為に対する意識と実態

### 【意識】

	H14	H16	H19	H22	増 減
○拘束にあたると思うと回答した割合（H22低い順）					
「ミトン型手袋等」	64.4%	76.3%	82.7%	85.8%	3.1 ポイント増
「向精神薬の過剰服用」	83.3%	87.1%	91.6%	90.6%	△ 1.0 ポイント減
「ベッド柵（サイドレール）」	76.0%	82.6%	91.6%	91.9%	0.3 ポイント増
「チューブ抜かないようにひもで縛る」	80.7%	84.5%	90.1%	91.9%	1.8 ポイント増
「Y字型拘束帯や腰ベルト、車いすテーブル」	77.7%	85.8%	92.3%	92.6%	0.3 ポイント増

### 【実態】

	H14	H16	H19	H22	増 減
○実際に行われている身体拘束の構成比（H22高い順）					
「ベッド柵（サイドレール）」	43.6%	39.2%	35.3%	37.4%	2.1 ポイント増
「ミトン型手袋等」	6.5%	10.9%	20.6%	26.4%	5.8 ポイント増
「Y字型拘束帯や腰ベルト、車いすテーブル」	27.7%	28.7%	25.7%	24.9%	△ 0.8 ポイント減
「介護衣（つなぎ服）」	9.9%	7.1%	9.6%	6.2%	△ 3.4 ポイント減
「転落しないようにベッドにひもで縛る」	2.2%	7.2%	2.8%	1.5%	△ 1.3 ポイント減

### 3 利用者の状況と身体拘束の実施状況

～経管栄養・要介護度5・認知症程度Mの利用者に対する拘束率が高い結果に～

#### ① 利用者の性別による実施状況

利用者の性別の構成は、男性利用者が23.8%（前回25.8%）、女性利用者が76.2%（同74.2%）である。被拘束者の性別の構成は、男性利用者が27.2%、女性利用者が72.8%であるが、拘束率は男性が4.4%、女性が3.7%と、男性の方が高い結果となった（図表7）。

図表7 性別による身体拘束の状況

	男性	女性	計
利用者数	5,979	19,184	25,163
構成比	23.8%	76.2%	100.0%
被拘束者数	263	704	967
構成比	27.2%	72.8%	100.0%
拘束率	4.4%	3.7%	3.8%

※無回答の事業所があるため、計が図表2及び3と一致しない。

#### ② 利用者の性別・年齢別による実施状況

年齢別にみると、「95歳以上」の拘束率が4.8%であり、最も高い。さらに、性別・年齢別にみると、男性は、75歳以上の拘束率に大きな差はないものの、「75～84歳」が4.8%で最も高く、女性については、「95歳以上」が4.8%で最も高い結果となった（図表8）。

図表8 性別・年齢別による身体拘束の状況

	65歳未満	65～74歳	75～84歳	85～94歳	95歳以上	計
男性	291	1,047	2,484	1,879	278	5,979
構成比	4.9%	17.5%	41.5%	31.4%	4.6%	100.0%
被拘束者数	6	38	120	86	13	263
構成比	2.3%	14.4%	45.6%	32.7%	4.9%	100.0%
拘束率	2.1%	3.6%	4.8%	4.6%	4.7%	4.4%
女性	182	1,238	5,984	9,496	2,284	19,184
構成比	0.9%	6.5%	31.2%	49.5%	11.9%	100.0%
被拘束者数	7	27	193	367	110	704
構成比	1.0%	3.8%	27.4%	52.1%	15.6%	100.0%
拘束率	3.8%	2.2%	3.2%	3.9%	4.8%	3.7%
計	473	2,285	8,468	11,375	2,562	25,163
構成比	1.9%	9.1%	33.7%	45.2%	10.2%	100.0%
被拘束者数	13	65	313	453	123	967
構成比	1.3%	6.7%	32.4%	46.8%	12.7%	100.0%
拘束率	2.7%	2.8%	3.7%	4.0%	4.8%	3.8%

※無回答の事業所があるため、計が図表2及び3と一致しない。

### ③ 利用者の医療状況別による実施状況

医療行為を受けている利用者に対する拘束率は、全体で 8.3% (同 9.4%) であり、医療行為別では、「経管栄養」(16.5%、前回 15.8%) が最も高い (図表 9)。

図表 9 医療状況別による身体拘束の状況

	点滴	経管栄養	胃ろう	中心静脈栄養	気管切開	留置カテーテル	その他	計
利用者数	183	1,055	1,652	27	105	692	885	4,599
構成比	4.0%	22.9%	35.9%	0.6%	2.3%	15.0%	19.2%	100.0%
被拘束者数	11	174	101	2	3	37	55	383
構成比	2.9%	45.4%	26.4%	0.5%	0.8%	9.7%	14.4%	100.0%
拘束率	6.0%	16.5%	6.1%	7.4%	2.9%	5.3%	6.2%	8.3%

※計は医療状況にある利用者。

### ④ 利用者の排泄状況別による実施状況

利用者の排泄状況と身体拘束の関係において、排泄状況別の拘束率では、「おむつ」(6.1%、同 8.3%) が最も高い (図表 10)。

図表 10 排泄状況別による身体拘束の状況

	自分でトイレ	トイレ誘導	ポータブルトイレ	尿瓶	おむつ	カテーテル	その他	計
利用者数	6,747	8,569	803	163	8,570	791	96	25,739
構成比	26.2%	33.3%	3.1%	0.6%	33.3%	3.1%	0.4%	100.0%
被拘束者数	11	278	36	2	527	43	3	900
構成比	1.2%	30.9%	4.0%	0.2%	58.6%	4.8%	0.3%	100.0%
拘束率	0.2%	3.2%	4.5%	1.2%	6.1%	5.4%	3.1%	3.5%

※無回答の事業所があるため、計が図表2及び3と一致しない。

### ⑤ 利用者の介護度別による実施状況

利用者の要介護度については、利用者の構成比のうち「要介護度4」(26.7%、同 26.0%) と「要介護度5」(23.2%、同 22.6%)の割合が 49.9% (前回 48.6%) と全体の約半数を占める (図表 11)。被拘束者の構成比については、「要介護度4」(35.6%、前回 39.1%) と「要介護度5」(43.1%、同 39.1%)の割合が 78.7% (前回 78.2%) と 8割弱を占める。拘束率は、「要介護度4」が 5.1%(同 6.8%)、「要介護度5」が 7.0%(同 7.8%)と介護度が上昇するに従い高くなっている。

図表 11 要介護度別による身体拘束の状況

	要支援1	要支援2	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	計
利用者数	156	245	2,706	4,086	5,834	6,947	6,040	26,014
構成比	0.6%	0.9%	10.4%	15.7%	22.4%	26.7%	23.2%	100.0%
被拘束者数	0	0	9	38	164	351	425	987
構成比	0.0%	0.0%	0.9%	3.9%	16.6%	35.6%	43.1%	100.0%
拘束率	0.0%	0.0%	0.3%	0.9%	2.8%	5.1%	7.0%	3.8%

※無回答の事業所があるため、計が図表2及び3と一致しない。

### ⑥ 利用者の認知症程度別による実施状況

利用者の認知症程度（日常生活自立度）については、利用者の構成比のうち「IV（日常生活に支障を来たすような症状・行動や意思疎通の困難さが頻繁に見られ、常に介護が必要）」（18.2%、前回 19.4%）の割合が最も多くを占める（図表 12）。一方、被拘束者の構成比は、「IV」の利用者が全体の 27.6%（同 37.4%）と最も多いが、各程度別の拘束率は、「M（著しい精神症状や問題行動あるいは重篤な身体疾患が見られ、専門医療が必要）」が 10.0%（同 10.4%）と最も高い。

図表 12 認知症程度（日常生活自立度）別による身体拘束の実施

	自立	I	IIa	IIb	IIIa	IIIb	IV	M	計
利用者数	1,111	1,840	2,544	3,944	5,758	2,585	4,246	1,323	23,351
構成比	4.8%	7.9%	10.9%	16.9%	24.7%	11.1%	18.2%	5.7%	100.0%
被拘束者数	4	10	49	65	251	178	263	132	952
構成比	0.4%	1.1%	5.1%	6.8%	26.4%	18.7%	27.6%	13.9%	100.0%
拘束率	0.4%	0.5%	1.9%	1.6%	4.4%	6.9%	6.2%	10.0%	4.1%

※無回答の事業所があるため、計が図表2及び3と一致しない。

### 4 周知度、取組状況 ～検討委員会の設置の徹底に課題～

身体拘束禁止規定の周知度については、「全ての職員に周知されている。」が 77.7%（前回 65.2%）、「大半の職員が知っている。」が 20.8%（同 33.8%）であり、合わせて全事業所の 98.5%（同 99.0%）とほぼ全ての職員に周知されており、「知らない。」事業所は 0.0%（同 0.0%）であった（図表 13）。

また、身体拘束廃止について「特に取組をしていない。」が 0.8%（同 2.2%）、「検討委員会を設置していない。」が 17.9%（同 21.5%）と、身体拘束廃止の取組については、前回調査と比較して改善がみられる。ただし、「検討委員会の設置」については、施設全体で身体拘束廃止に取り組む方針を徹底するために、全事業所で設置されるように指導する必要がある。なお、「検討委員会の設置」について、身体拘束を実施している 223 事業所の中で、「検討委員会を設置していない。」事業所の割合をみると 9.9%となっている。

図表 13 周知度・取組状況

	H14	H16	H19	H22	増減
<b>周知度</b>					
○身体拘束禁止規定については					
「全ての職員に周知」「大半の職員が知っている。」	95.7%	98.1%	99.0%	98.5%	△ 0.5 ポイント減
「知らない」	0.4%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0 ポイント
<b>取組状況</b>					
○取組内容は					
「特に取組をしていない。」	1.3%	5.7%	2.2%	0.8%	△ 1.4 ポイント減
○検討委員会の内容は					
「検討委員会を設置していない。」	25.3%	30.9%	21.5%	17.9%	△ 3.6 ポイント減

## 5 前回調査以降の変化

～拘束が減少している事業所の約8割は、問題行動の原因の除去に尽力～

前回調査時に身体拘束を行っていた事業所のうち、「拘束はなくなった。」が21.5%（前回23.1%）、「大幅に減少した。」が28.3%（同39.7%）、「多少減少した。」が32.0%（同22.4%）であり、合せて81.8%（同85.2%）となる（図表14）。これらの理由としては、「個々の利用者について再度心身の状態をアセスメントし、問題行動の原因の除去等の状況改善に努めた。」が81.6%（同81.7%）、「転倒や転落などの事故が起こりにくい環境づくりをした（手すりをつける、足元に物を置かない、ベッドの高さを低くする、弾力のある床材の使用など）」が67.6%（同67.6%）の順となっている。

一方、「変化なし。」が12.8%（同10.9%）、「増加した。」が4.1%（同1.3%）と合わせて16.9%（同12.2%）の回答あった。これらの理由としては、「転倒・転落事故を防ぐため（安全の確保）」が70.3%（同73.7%）、「安全の確保のために本人や家族が拘束を希望」が64.9%（同57.9%）の順となっている。

図表14 前回調査以降の変化

	H14	H16	H19	H22	増減
○身体拘束が減少している					
「拘束はなくなった。」「大幅に減少した。」「多少減少した。」		85.9%	85.2%	81.8%	△ 3.4 ポイント減
理由①:「利用者の心身状態の再アセスメントによる問題行動の原因の除去等」		37.2%	81.7%	81.6%	△ 0.1 ポイント減
理由②:「転倒や転落などの事故が置きにくい環境づくりをした。(ベッドの高さを低くするなど)」		6.6%	67.6%	67.6%	0.0 ポイント
理由③:「トップを含めスタッフ間で身体拘束廃止について議論、共通の認識をもった。」		24.0%	71.1%	67.0%	△ 4.1 ポイント減
理由④:「組織のトップ等が身体拘束廃止を決意し、その方針を徹底」		27.3%	69.0%	55.9%	△ 13.1 ポイント減
○身体拘束が減少していない					
「変化なし。」「増加した。」		12.7%	12.2%	16.9%	4.7 ポイント増
理由①:「転倒・転落事故を防ぐため(安全の確保)」		83.3%	73.7%	70.3%	△ 3.4 ポイント減
理由②:「安全の確保のために本人や家族が拘束を希望」		66.7%	57.9%	64.9%	7.0 ポイント増

※「拘束はなくなった。」「大幅に減少した。」「多少減少した。」の理由について、H19、H22は複数回答。また、「理由」の項目は、H22の回答割合を高い順に掲載。

## 6 取組と事故の発生について

### ～拘束廃止の取組の結果、事故が減少している事業所も～

身体拘束廃止に取り組んだ結果、取組の前後を比較して、介護に係る事故の発生状況がどのように変化したかについては、「変わらない。」が44.9%（前回38.5%）と最も多かった（図表15）。その中で、「非常に増加した。」（0.9%、前回1.7%）、「やや増加した。」（10.2%、同11.6%）を合わせると11.1%（前回13.3%）であった。

一方、「やや減少した。」（12.3%、前回9.9%）、「非常に減少した。」（3.6%、同2.0%）「事故はなかった。」（9.6%、同4.9%）を合わせると25.5%（前回16.8%）となっている。

従って、身体拘束の廃止が、事故の増加につながるとは一概には言えず、むしろ、身体拘束を減少させるために、前述のとおり「個々の利用者について再度心身の状態をアセスメントし、問題行動の原因の除去等の状況改善」に努め、また「転倒や転落などの事故が起こりにくい環境づくり」を行うなどの取組が、事故の未然防止につながっていることが推測される。

また、事故の状況については、選択肢に挙げたいずれの事故にも該当しない「その他（昼間）」（13.8%、前回13.4%）が最も多く、「歩行時の転倒（昼間）」（13.7%、同15.8%）、「車いすからの転落（昼間）」（10.7%、同12.0%）が続いた。

なお、事故の予防対策としては「事故発生報告書等の作成及びカンファレンス」（91.5%、同89.9%）、「職員への研修会の開催」（56.6%、同49.1%）が多い。

図表15 取組と事故の発生

	H14	H16	H19	H22	増減
○取組後、事故の発生は					
「非常に増加した。」「やや増加した。」	23.6%	13.9%	13.3%	11.1%	△ 2.2 ポイント減
「変わらない」	32.2%	27.1%	38.5%	44.9%	6.4 ポイント増
「やや減少した。」「非常に減少した。」「事故はなかった。」	18.5%	17.1%	16.8%	25.5%	8.7 ポイント増
○事故の件数で多いものは					
①:「その他」(昼間)		6.6%	13.4%	13.8%	0.4 ポイント増
②:「歩行時の転倒」(昼間)		10.8%	15.8%	13.7%	△ 2.1 ポイント減
③:「車いすからの転落」(昼間)		9.2%	12.0%	10.7%	△ 1.3 ポイント減
④:「歩行時の転倒」(夜間)		9.8%	8.6%	9.4%	0.8 ポイント増
⑤:「ベットからの転落」(夜間)		9.7%	7.7%	8.5%	0.8 ポイント増
○事故の予防対策で多いものは					
①:「事故発生報告書等の作成及びカンファレンス」		88.6%	89.9%	91.5%	1.6 ポイント増
②:「職員への研修会の開催」		36.3%	49.1%	56.6%	7.5 ポイント増
③:「事故予防(対策)委員会等の設置」		44.8%	52.6%	56.4%	3.8 ポイント増

※「事故の予防対策」については複数回答。

また、「事故の件数」、「事故の予防対策」の項目はH22の回答割合を高い順に掲載。

## 7 身体拘束の手続き

### ～義務づけられている全項目の記録と同意取得の徹底に課題～

緊急やむを得ず、身体拘束を実施する場合には、その態様、時間、利用者の心身の状況、緊急やむを得なかった理由を記録することが、厚生労働省運営基準により義務づけられているが、「特に記録していない」が2.1%（前回4.2%）であった。記録が義務づけられている項目において、「身体拘束を行った理由」（72.5%、前回75.1%）、「身体拘束の態様（具体的な方法）」（70.8%、同73.1%）、「身体拘束の時間」（68.7%、同65.2%）、「入所者の心身の状況」（66.0%、同66.2%）のそれぞれの項目について記録されているのは、6～7割であり、完全には徹底されていない（図表16）。

また、身体拘束を実施する際には、記録を整備するとともに、家族等の同意を求めるとしているが、「本人又は家族などから同意を得ていない。」は0.2%（前回0.2%）、「本人又は家族などから文書で同意を得ている。」は73.8%（同71.6%）となっている。

身体拘束を実施する際の理由の記録や、家族等の書面による同意など適正な手続きについては、実地指導等において、引き続き徹底していく必要がある。

なお、身体拘束を行うとき、誰の了解を得ているかについては、「施設長、院長」（61.9%、前回61.0%）、「現場の責任者（看護師長等）」（47.5%、同45.9%）、「検討委員会など事業所全体での意思決定」（46.8%、同43.2%）の順となっており、身体拘束の実施において、検討委員会などによる事業所全体としての判断は、十分に行われていない。

図表16 身体拘束を実施する場合の手続き

	H14	H16	H19	H22	増減
○理由の記録は					
「特に記録していない」	6.0%	2.2%	4.2%	2.1%	△ 2.1ポイント減
義務である「入所者の心身の状況」「態様」「時間」「理由」の記録	59.7%～75.1%	60.6%～71.0%	65.2%～75.1%	66.0%～72.5%	—
○家族の同意は					
「本人又は家族などから同意を得ていない。」	0.9%	0.6%	0.2%	0.2%	0.0ポイント
「本人又は家族などから文書で同意を得ている。」	55.8%	61.5%	71.6%	73.8%	2.2ポイント増
○身体拘束を行うときの了解者は					
「施設長、院長」	63.5%	63.4%	61.0%	61.9%	0.9ポイント増
「現場の責任者（看護師長等）」	59.7%	51.1%	45.9%	47.5%	1.6ポイント増
「検討委員会など事業所全体での意思決定」	18.5%	17.7%	43.2%	46.8%	3.6ポイント増

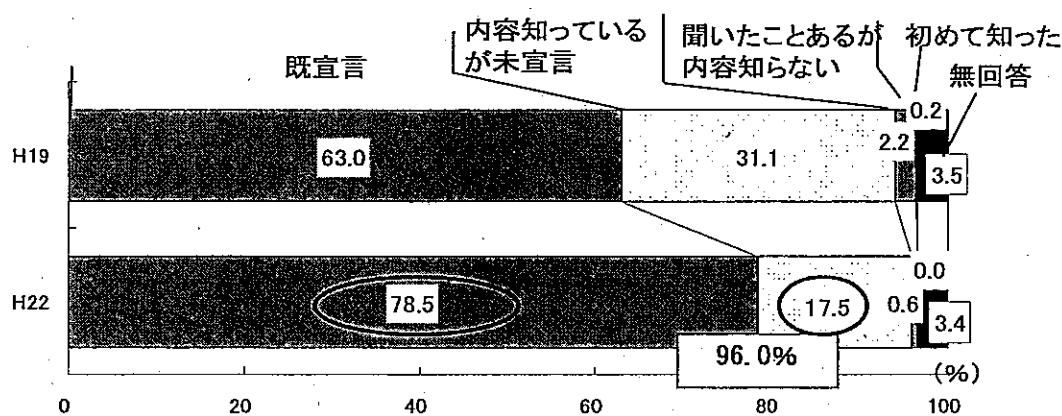
※「理由の記録」、「身体拘束を行うときの了解者」については複数回答。



## 8 取組の認知度等 ～より積極的な研修・フォーラムの周知・参加勧奨が必要～

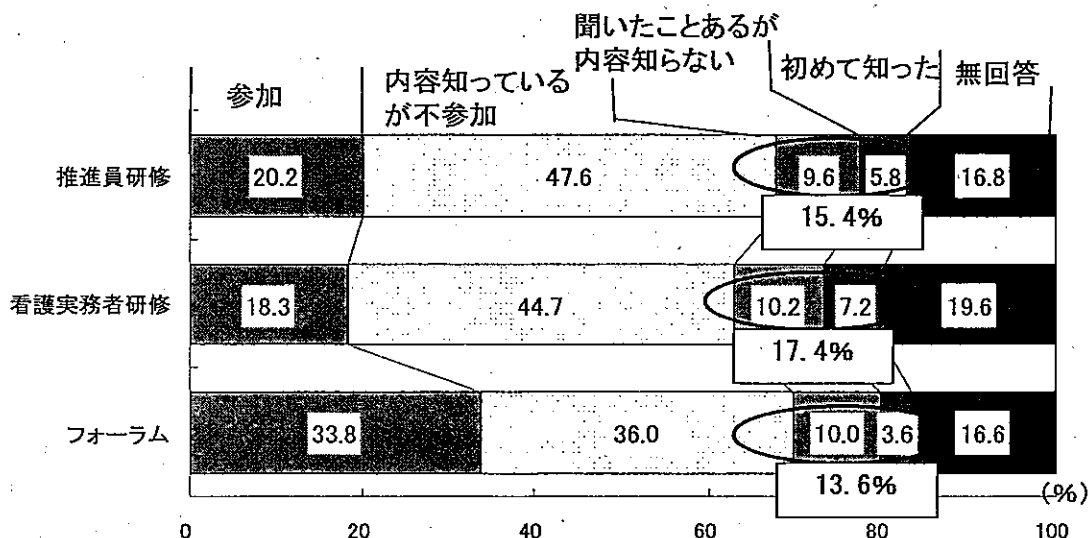
県では、平成 17 年度から、「身体拘束ゼロ宣言」を事業所に呼び掛けており、平成 22 年 3 月末時点において、557 事業所、71.6%の事業所が宣言を行っている。今回の調査で回答のあった 530 事業所においては、「宣言をし、施設全体で取り組んでいる」施設は 78.5%（前回 63.0%）、宣言はしていないものの「内容は知っている」施設は 17.5%（同 31.1%）であり、合わせて、96.0%（同 94.1%）の施設に「ゼロ宣言」の取組が周知されていた（図表 17）。

図表 17 「身体拘束ゼロ宣言」の取組・認知状況



また、県では、毎年県看護協会に委託し、研修会やフォーラムを開催している。いずれも例年定員を超える応募があるが、平成 21 年度の「身体拘束廃止推進員養成研修」について、「聞いたことはあるが、内容は知らない」及び「初めてあることを知った」と回答した事業所は合わせて 15.4%、「身体拘束廃止推進看護実務者研修」については 17.4%、「身体拘束廃止フォーラム」については 13.6%であり、研修等の内容については十分に周知されているとは言いがたく、研修未参加の事業所に対しての、研修等の周知・参加勧奨が必要であると考えられる（図表 18）。

図表 18 平成 21 年度研修・フォーラムの参加・認知状況



## 9 まとめ

今回の調査の結果、県内介護保険事業所において、身体拘束を廃止するための取組については、前回調査以降、進展がみられている項目が多く、被拘束者数・拘束率、適正な手続きを踏まえていない拘束の割合いずれも減少している。

ただし、身体拘束が禁止されている具体的行為の中で、実際に実施されている拘束の割合が高い「ベッド柵(サイドレール)」、「ミトン型手袋等」、「Y字型拘束帯や腰ベルト、車いすテーブル」などの行為については、いずれも拘束にあたるという意識が低い。また、利用者の状況別では、経管栄養など医療行為を受けている利用者や要介護度5・認知症程度Mの利用者への拘束率が高い結果となっている。

一方、一部の事業所においては、検討委員会の設置や、拘束を実施する際の必要事項の記録、利用者又は家族からの同意取得などが徹底されておらず、実地指導などをおしての指導強化が必要である。

さらに、各事業所が身体拘束の廃止を推進するためには、事業所のトップ及び職員が一丸となり、身体拘束廃止に努める方針を明確にすることと、現場の職員においては、身体拘束を廃止するための知識、技術の研鑽が求められる。県は、今後とも「身体拘束ゼロ宣言」の呼び掛けや、「身体拘束廃止推進員養成研修」などの研修の開催及び参加勧奨を積極的に行っていく必要がある。

## 調査対象事業所(事業所用アンケート)

事業所種別	H19		H22		備考
	対象事業者数(構成比)	回答事業者数(回答率)	対象事業者数(構成比)	回答事業者数(回答率)	
(1)介護老人福祉施設	176(24.5%)	120(68.2%)	185(23.0%)	143(77.3%)	
(2)介護老人保健施設	95(13.2%)	57(60.0%)	98(12.2%)	70(71.4%)	
(3)介護療養型医療施設	47(6.5%)	32(68.1%)	39(4.8%)	32(82.1%)	
(4)特定施設入所者生活介護	63(8.8%)	39(61.9%)	77(9.6%)	53(68.8%)	
(5)短期入所生活介護・指定 短期入所療養介護	33(4.6%)	14(42.4%)	33(4.1%)	14(42.4%)	
(6)認知症対応型共同生活介護	259(36.1%)	118(45.6%)	285(35.4%)	149(52.3%)	
(7)小規模多機能型居宅介護	37(5.2%)	12(32.4%)	70(8.7%)	32(45.7%)	
(8)地域密着型特定施設入居者 生活介護	4(0.6%)	4(100.0%)	8(1.0%)	7(87.5%)	
(9)地域密着型介護老人福祉施設 入所者生活介護	3(0.4%)	1(33.3%)	11(1.4%)	5(45.5%)	
(7)事業所種別無回答		8		25	
計	717(100.0%)	405(56.5%)	806(100.0%)	530(65.8%)	

## 身体拘束廃止についての取組状況調査(主要項目)一覧表(事業所用アンケート)

	H14	H16	H19	H22	前回からの増減
対象事業所数	290	448	717	806	89 増
回答事業所数(a)	233	317	405	530	125 増
回答率%	80.3%	70.8%	56.5%	65.8%	9.3 ポイント増
利用者数(b)	17,441	17,454	20,731	26,014	5,283 増
何等かの身体拘束を実施している 事業所(c)	156	185	186	223	37 増
(c) / (a)	67.0%	58.4%	45.9%	42.1%	△ 3.8 ポイント減
(c)のうち、手続きを踏まえて いる事業所(d)		153	153	191	38 増
(d) / (c)		82.7%	82.3%	85.7%	3.4 ポイント増
(c)のうち、手続きを踏まえて いない事業所(c)-(d)		32	33	32	△ 1 減
{(c)-(d)} / (c)		17.3%	17.7%	14.3%	△ 3.4 ポイント減
{(c)-(d)} / (a)		10.1%	8.1%	6.0%	△ 2.1 ポイント減
身体拘束が実施されている対象 者実人数(e)	2,256	1,371	1,094	1,000	△ 94 減
(e) / (b) (拘束率)	12.9%	7.9%	5.3%	3.8%	△ 1.5 ポイント減
(e)のうち、手続きを踏まえて いる対象者実人数(f)		561	826	879	53 増
(f) / (e)		40.9%	75.5%	87.9%	12.4 ポイント増
(e)のうち、手続きを踏まえて いない対象者実人数(e)-(f)		810	268	121	△ 147 減
{(e)-(f)} / (e)		59.1%	24.5%	12.1%	△ 12.4 ポイント減
{(e)-(f)} / (b)		4.6%	1.3%	0.5%	△ 0.8 ポイント減

身体拘束廃止についての取組状況調査(その他項目)一覧表(事業所用アンケート)

	H14	H16	H19	H22	増 減
<b>1 周知度</b>					
○身体拘束禁止規定については					
「全ての職員に周知」「大半の職員が知っている。」	95.7%	98.1%	99.0%	98.5%	△ 0.5 ポイント減
「知らない。」	0.4%	0%	0%	0%	0.0 ポイント
<b>2 取組状況</b>					
○取組内容は					
「特に取組をしていない。」	1.3%	5.7%	2.2%	0.8%	△ 1.4 ポイント減
○検討委員会の内容は					
「検討委員会を設置していない。」	25.3%	30.9%	21.5%	17.9%	△ 3.6 ポイント減
<b>3 前回調査以降の変化(理由については、H19、H22は複数回答可)</b>					
○身体拘束が減少している					
「拘束はなくなった。」「大幅に減少した。」「多少減少した。」		85.9%	85.2%	81.8%	△ 3.4 ポイント減
理由①:「利用者の心身状態の再アセスメントによる問題行動の原因の除去等」		37.2%	81.7%	81.6%	△ 0.1 ポイント減
理由②:「転倒や転落などの事故が置きにくい環境づくりをした。(ベットの高さを低くするなど)」		6.6%	67.6%	67.6%	0.0 ポイント
理由③:「トップを含めスタッフ間で身体拘束廃止について議論、共通の認識をもった。」		24.0%	71.1%	67.0%	△ 4.1 ポイント減
理由④:「組織のトップ等が身体拘束廃止を決意し、その方針を徹底」		27.3%	69.0%	55.9%	△ 13.1 ポイント減
○身体拘束が減少していない					
「変化なし。」「増加した。」		12.7%	12.2%	16.9%	4.7 ポイント増
理由①:「転倒・転落事故を防ぐため(安全の確保)」		83.3%	73.7%	70.3%	△ 3.4 ポイント減
理由②:「安全の確保のために本人や家族が拘束を希望」		66.7%	57.9%	64.9%	7.0 ポイント増
<b>4 取組と事故の発生</b>					
○取組後、事故の発生は					
「非常に増加した。」「やや増加した。」	23.6%	13.9%	13.3%	11.1%	△ 2.2 ポイント減
「変わらない」	32.2%	27.1%	38.5%	44.9%	6.4 ポイント増
「やや減少した。」「非常に減少した。」「事故はなかった。」	18.5%	17.1%	16.8%	25.5%	8.7 ポイント増
○事故の件数で多いものは					
①:「その他」(昼間)		6.6%	13.4%	13.8%	0.4 ポイント増
②:「歩行時の転倒」(昼間)		10.8%	15.8%	13.7%	△ 2.1 ポイント減
③:「車いすからの転落」(昼間)		9.2%	12.0%	10.7%	△ 1.3 ポイント減
④:「歩行時の転倒」(夜間)		9.8%	8.6%	9.4%	0.8 ポイント増
⑤:「ベットからの転落」(夜間)		9.7%	7.7%	8.5%	0.8 ポイント増

	H14	H16	H19	H22	増 減
○事故の予防対策で多いものは					
①:「事故発生報告書等の作成及びカンファレンス」		88.6%	89.9%	91.5%	1.6 ポイント増
②:「職員への研修会の開催」		36.3%	49.1%	56.6%	7.5 ポイント増
③:「事故予防(対策)委員会等の設置」		44.8%	52.6%	56.4%	3.8 ポイント増
5 身体拘束の手続き					
○理由の記録は					
「特に記録していない」	6.0%	2.2%	4.2%	2.1%	△ 2.1 ポイント減
義務である「入所者の心身の状況」「態様」「時間」「理由」の記録	59.7%~75.1%	60.6%~71.0%	65.2%~75.1%	66.0%~72.5%	—
○家族の同意は					
「本人又は家族などから同意を得ていない。」	0.9%	0.6%	0.2%	0.2%	0.0 ポイント
「本人又は家族などから文書で同意を得ている。」	55.8%	61.5%	71.6%	73.8%	2.2 ポイント増
○身体拘束を行うときの了解者は					
「検討委員会など施設内の検討組織」	18.5%	17.7%	43.2%	46.8%	3.6 ポイント増
6 身体拘束が禁止されている具体的行為に対する意識と実態					
○相対的に意識が低いもの(拘束と思うか、H22低い順)					
「ミトン型手袋等」	64.4%	76.3%	82.7%	85.8%	3.1 ポイント増
「向精神薬の過剰服用」	83.3%	87.1%	91.6%	90.6%	△ 1.0 ポイント減
「ベッド柵(サイドレール)」	76.0%	82.6%	91.6%	91.9%	0.3 ポイント増
「チューブ抜かないようにひもで縛る」	80.7%	84.5%	90.1%	91.9%	1.8 ポイント増
「Y字型拘束帯や腰ベルト、車いすテーブル」	77.7%	85.8%	92.3%	92.6%	0.3 ポイント増
7 県等の取組の認知度					
発行物		39.1%~51.4%	34.8%~45.2%	28.5%~36.7%	
研修会参加率(H16,H19は過去の参加を含む)		53.3%	55.8%	推進員:20.2% 看護実務:18.3%	H22は、H21参加率
「身体拘束廃止ゼロ宣言」		—	94.1%	96.0%	1.9 ポイント増
「高齢者虐待防止法」		—	73.8%	76.0%	2.2 ポイント増

## 2 利用者家族への意識調査結果の概要

◆今回の調査の結果、利用者家族の7割以上が身体拘束の意味を理解していると回答している。しかし、身体拘束が禁止されている具体的行為について聞いてみると、「ミトン型手袋等」について、約6割が「身体拘束にあたると思わない」と回答しており、必ずしも具体的な拘束の手段を理解しているとはいえない。

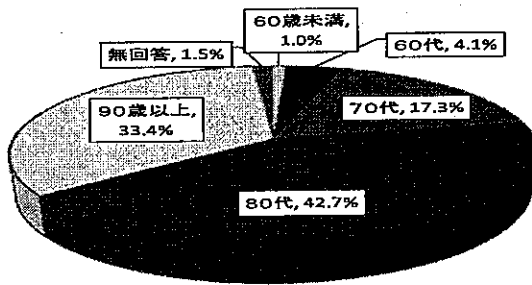
◆身体拘束が原則禁止であることについては、8割以上が知っており、半数近くがその意義を肯定的に捉えている。しかし、その一方で、家族などへの説明・同意が適正に行われれば、状況によっては、拘束はやむを得ないという認識に立っている。

◆利用者家族は、身体拘束の実施に際し、同意する役割を担う。そのため、県は、身体拘束の正しい意味及び身体拘束廃止の意義を、より積極的に普及啓発する必要がある。

### 1 利用者の状況 ～女性7割以上、利用期間は長期化～

利用者の性別は、「男性」が22.3%、「女性」が75.3%（「無回答」が2.4%）であった。また、年齢別では、「80代」が42.7%、「90歳以上」が33.4%の順に多かった（図表1）。

図表1 利用者の年齢構成



利用期間については、「1年未満」が24.0%（前回28.6%）、「1～2年未満」が21.1%（同24.0%）、「2～3年未満」が17.1%（同18.9%）、「5年以上」が17.1%（同10.2%）の順に多かった（図表2）。前回と比較して、「5年以上」が+6.9ポイント、「1年未満」が△4.6ポイントの順に、増減幅が大きいことから、利用期間の長期化傾向をうかがうことができる。

#### <回答者の内訳> (N=741)

##### ① (性別)

男性 (36.3%)  
女性 (63.0%)  
無回答 (0.7%)

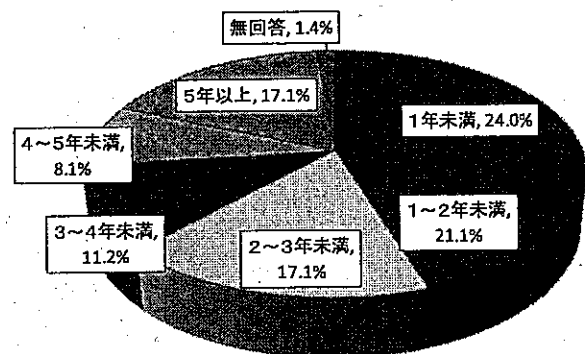
##### ② (年齢別)

20代 (0.8%)  
30代 (3.5%)  
40代 (9.0%)  
50代 (29.7%)  
60代 (36.0%)  
70代 (15.1%)  
80代 (4.2%)  
90歳以上 (0.9%)  
無回答 (0.7%)

##### ③ (利用者との続柄)

配偶者 (11.6%)  
子ども (69.4%)  
兄弟姉妹 (1.9%)  
孫 (4.0%)  
その他親族 (7.2%)  
その他 (3.8%)  
無回答 (2.2%)

図表2 利用期間



### 2 身体拘束に関する認識度

～同意を前提とするも、状況次第では、

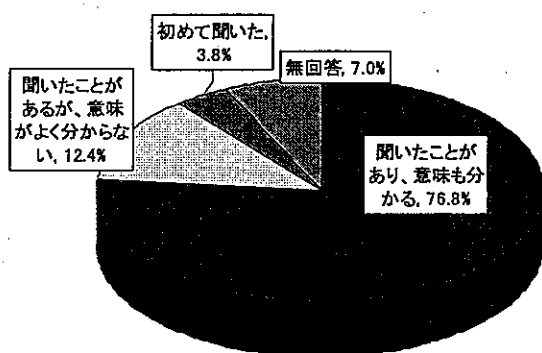
拘束実施を容認する考え～

「身体拘束」という言葉を「聞いたことがあり、意味も分かる。」という回答は、76.8%（前回78.7%）であり、「初めて聞いた。」は3.8%

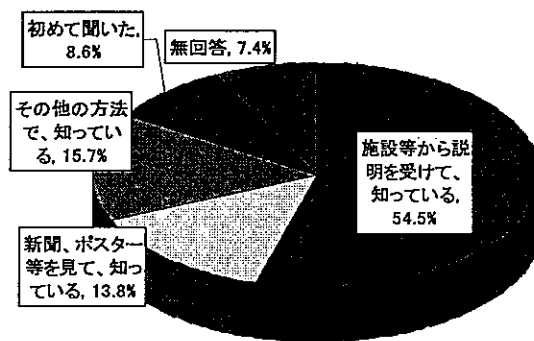
(同 4.8%) であった (図表 3)。

また、介護保険施設等における身体拘束の原則禁止については、「施設等から説明を受けて、知っている。」(54.5%、同 55.6%)、「その他の方法で、知っている。」(15.7%、同 17.2%)「新聞、ポスター等を見て、知っている。」(13.8%、同 15.6%)、であり、合わせると 84.0% (同 88.4%) の回答があった (図表 4)。

図表 3 身体拘束の認知度



図表 4 身体拘束の原則禁止についての認知度



さらに、身体拘束が原則禁止となっていることについては、「本人又は家族等に十分な説明があり、同意できれば仕方ない。」(63.0%、同 63.3%)、「原則禁止となったことは、良いことだと思う。」(48.2%、同 43.1%) という回答が多いことから、身体拘束は、原則禁止であることは理解しているが、説明・同意が適正に行われれば、やむを得ないという認識に立っていることが推察される (図表 5)。また、「施設等に迷惑が掛るならば、拘束はやむを得ない。」(35.8%、同 32.4%)、「夜間などは拘束してもらった方が安心できる時がある。」(26.3%、同 34.3%)、「他の利用者等で暴れたり動き回る人については拘束してもらいたい。」(21.2%、同 24.7%) という回答が一定数を占めることから、状況次第では、拘束を容認しているといえる。

図表 5 身体拘束の原則禁止についての考え

項目	回答
原則禁止となったことは、良いことだと思う。	48.2%
本人の安全を守るという理由で拘束するのはおかしいと思う。	8.4%
他の利用者等で暴れたり動き回る人については拘束してもらいたい。	21.2%
夜間などは拘束してもらった方が安心できる時がある。	26.3%
本人又は家族等に十分な説明があり、同意できれば仕方ない。	63.0%
施設等に迷惑が掛るならば、拘束はやむを得ない。	35.8%
わからない。	3.6%
その他	5.3%
無回答	6.3%

その一方で、「本人の安全を守るという理由で拘束するのはおかしいと思う。」は 8.4% (同 9.6%) に留まっている。

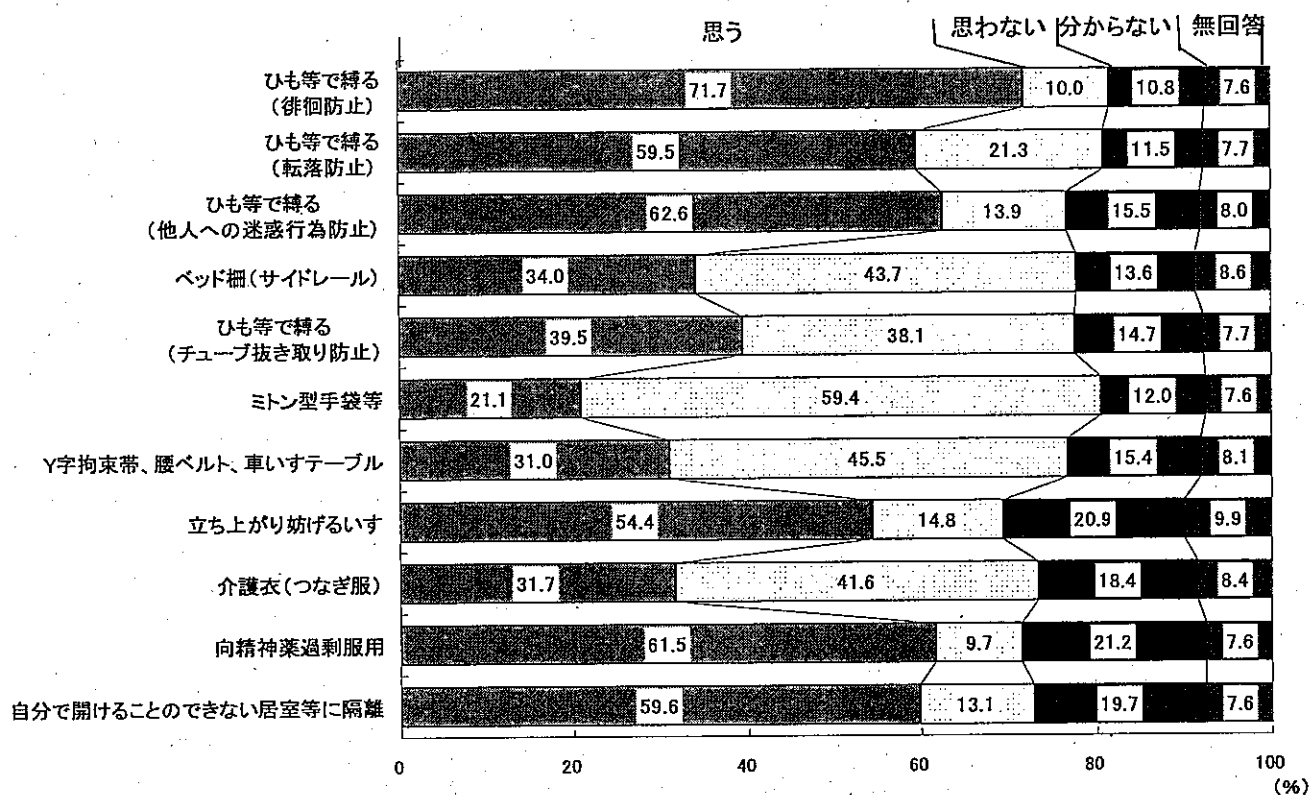
### 3 身体拘束が禁止されている具体的行為に対する意識

～「ミトン型手袋等」について、約6割が身体拘束にあたると思わない～

身体拘束の禁止規定に該当する具体的行為について、身体拘束にあたると思わないと回答した割合は、「点滴・経管栄養のチューブを抜かないように、または皮膚をかきむしらないように、手指の機能を制限するミトン型の手袋等をつける。」(59.4%、前回64.7%)、「車いすやいすからずり落ちたり、立ちあがったりしないように、Y字型拘束帯や腰ベルト、車いすテーブルをつける。」(45.5%、同47.3%)、「自分で降りられないように、ベッドを柵(サイドレール)で囲む。」(43.7%、同44.9%)、「脱衣やおむつはずしを制限するために、介護衣(つなぎ服)を着せる。」(41.6%、同46.0%)の順に多く、これらの行為については、「思わない」が「思う」を上回っており、身体拘束であるとの意識が低い(図表6)。

利用者家族は、事業所側から説明を受け、身体拘束の実施に関して同意する役割を担う可能性が高いことから、どのような行為が身体拘束にあたるのかについて、正しい理解を促すために、一層の意識啓発を進める必要がある。

図表6 禁止されている具体的行為について、身体拘束にあたると思うか



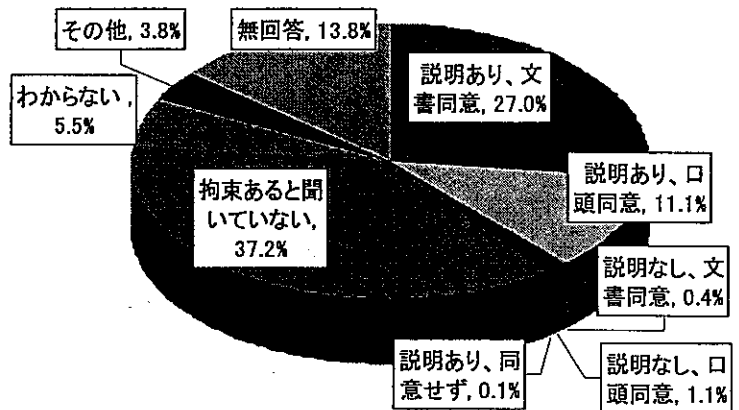


#### 4 身体拘束の手続き ～文書同意は不徹底～

緊急やむを得ず、身体拘束を実施する場合の利用者又は家族等への説明と同意については、「説明があり、文書で同意した。」が27.0%（前回27.4%）であった（図表7）。一方で、「説明があり、口頭で同意した。」（11.1%、同8.7%）、「説明はなかったが、口頭で同意した。」（1.1%、同0.3%）など、取組状況等調査と同様に、家族の承諾が介護現場では必ずしも徹底されていない。

なお、「拘束があるとは聞いていないので、特にない。」が37.2%（同30.9%）となっている。

図表7 身体拘束を実施する場合の手続き

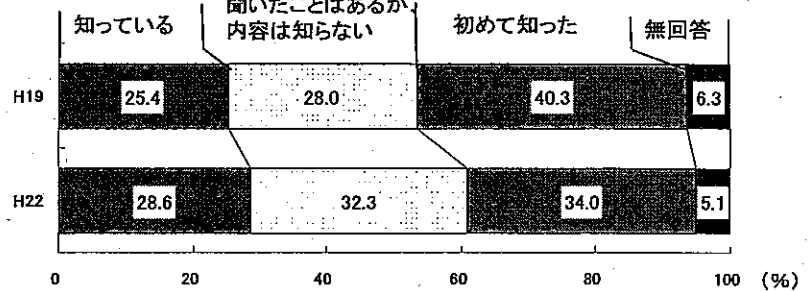


#### 5 取組の認知度等 ～ゼロ宣言の周知及び身体拘束廃止の意義の普及啓発が課題～

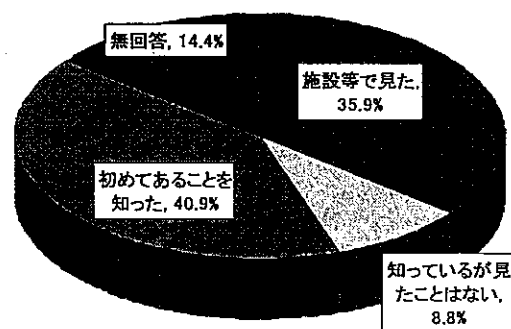
身体拘束ゼロ宣言については、28.6%（前回25.4%）に周知されており、前回調査よりも認知度は高まっているが、利用者家族に対しては、いまだ十分に周知されているとは言い難い（図表8）。

また、ゼロ宣言を行った場合、事業所は、施設内にポスターを掲示するが、実際にポスターを「施設等で見た」利用者家族は35.9%であった（図表9）。平成22年3月末現在、県内事業所の71.6%がゼロ宣言を行っている。このことから、ポスターのサイズやデザイン、あるいは事業所の掲示方法などについて問題があり、ポスターの十分な認知につながっていないことが、推察される。

図表8 身体拘束ゼロ宣言の認知度



図表9 身体拘束ゼロ宣言ポスターの認知度



#### 6 まとめ

今回の調査の結果、利用者家族の7割以上が身体拘束の意味を理解していると回答していた。しかし、身体拘束が禁止されている具体的行為について聞いてみると、「ミトン型手袋等」について、約6割が「身体拘束にあたると思わない」と回答しており、必ず

しも具体的な拘束の手段を理解しているとはいえない。

また、身体拘束が原則禁止であることについては、8割以上が知っており、半数近くがその意義を肯定的に捉えている。しかし、その一方で、家族などへの説明・同意が適正に行なわれれば、状況によっては、拘束はやむを得ないという認識に立っている。

利用者家族は、身体拘束の実施に際し、同意する役割を担う。従って、身体拘束を廃止させるためには、事業所側の努力に加え、利用者家族が、身体拘束廃止の意義を正しく理解することが必要である。今後、県としては、「身体拘束廃止フォーラム」などを通して、広く普及啓発に努める必要がある。

結果概要(経年変化)

身体拘束廃止についての意識等調査一覧表(利用者家族用アンケート)

	H16	H19	H22	前回からの増減
照会者数				
(1)介護老人福祉施設	441	352	555	
(2)介護老人保健施設	237	190	294	
(3)介護療養型医療施設	156	94	117	
(4)特定施設入居者生活介護	-	-	77	
(5)短期入所生活介護・短期入所療養介護	-	-	33	
(6)認知症対応型共同生活介護	381	518	285	
(7)小規模多機能型居宅介護	-	-	70	
(8)地域密着型特定施設入居者生活介護	-	-	8	
(9)地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	-	-	11	
(10)認知症のひとと家族の会静岡県支部	50	80	104	
(11)市町社協の設置する通所介護事業所	102	74	-	
計	1,367	1,308	1,554	246 増
回答率%	44.8%	44.6%	47.7%	3.1 ポイント増
回答者数(構成比%)				
(1)介護老人福祉施設	219(35.8%)	152(26.1%)	270(36.4%)	
(2)介護老人保健施設	128(20.9%)	107(18.4%)	147(19.8%)	
(3)介護療養型医療施設	75(12.3%)	53(9.1%)	75(10.1%)	
(4)特定施設入所者生活介護	5(0.8%)	14(2.4%)	37(5.0%)	
(5)短期入所生活介護・指定短期入所療養介護	32(5.2%)	32(5.5%)	25(3.4%)	
(6)認知症対応型共同生活介護	128(20.9%)	171(29.3%)	111(15.0%)	
(7)小規模多機能型居宅介護	-	4(0.7%)	25(3.4%)	
(8)地域密着型特定施設入居者生活介護	-	2(0.3%)	7(0.9%)	
(9)地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	-	4(0.7%)	8(1.1%)	
(10)その他、利用なし	25(4.1%)	44(7.6%)	36(4.9%)	
	612(100.0%)	583(100.0%)	741(100.0%)	
<b>1 身体拘束に関する認識度</b>				
○「身体拘束」という言葉は				
「聞いたことがあり、意味も分かる。」	72.4%	78.7%	76.8%	△ 1.9 ポイント減
「初めて聞いた。」	10.3%	4.8%	3.8%	△ 1.0 ポイント減
○介護保険施設等における身体拘束の原則禁止については				
「施設等から説明を受けて、知っている。」「新聞、ポスター等を見て、知っている。」「その他の方法で、知っている。」	76.3%	88.4%	84.0%	△ 4.4 ポイント減
○身体拘束の原則禁止をどう思うかは				
「本人又は家族等に十分な説明があり、同意できれば仕方ない。」	68.3%	63.3%	63.0%	△ 0.3 ポイント減
「原則禁止となったことは、良いことだと思う。」	49.5%	43.1%	48.2%	5.1 ポイント増
「施設等に迷惑が掛るならば、拘束はやむを得ない。」	34.5%	32.4%	35.8%	3.4 ポイント増
「夜間などは拘束してもらった方が安心できる時がある。」	30.9%	34.3%	26.3%	△ 8.0 ポイント減
「他の利用者等で暴れたり動き回る人については、拘束してもらいたい。」	25.7%	24.7%	21.2%	△ 3.5 ポイント減
「本人の安全を守るという理由で拘束するのはおかしいと思う。」	12.3%	9.6%	8.4%	△ 1.2 ポイント減
<b>2 身体拘束が禁止されている具体的行為に対する意識</b>				
○拘束と「思わない」とする回答が多かった項目(「思わない」とする%)※「点滴等の～」以外は、「思わない」が「思う」を上回っている				
「ミトン型手袋等」	68.3%	64.7%	59.4%	△ 5.3 ポイント減
「Y字型拘束帯や腰ベルト、車いすテーブル」	55.2%	47.3%	45.5%	△ 1.8 ポイント減
「ベッド柵(サイドレール)」	47.4%	44.9%	43.7%	△ 1.2 ポイント減
「介護衣(つなぎ服)」	52.0%	46.0%	41.6%	△ 4.4 ポイント減
「点滴等のチューブを抜かないように四肢をひも等で縛る。」	42.6%	40.8%	38.1%	△ 2.7 ポイント減
<b>3 身体拘束の実施状況</b>				
○利用者に対して身体拘束は行われているか				
「現在行われている。」	-	13.7%	9.2%	△ 4.5 ポイント減
「過去に行われていた。」	-	8.4%	6.5%	△ 1.9 ポイント減
「身体拘束は行われていない。」	-	62.6%	62.1%	△ 0.5 ポイント減

	H16	H19	H22	前回からの増減
<b>4 身体拘束の手続き</b>				
○県指導方針で規定されている家族等の同意については				
「説明があり、文書で同意した。」	25.2%	27.4%	27.0%	△ 0.4 ポイント減
「拘束があるとは聞いていないので、特にない。」	35.1%	30.9%	37.2%	6.3 ポイント増
<b>5 県等の取組の認知度</b>				
発行物認知率	5.4%~9.2%	7.6%~12.0%	6.1%~10.4%	
「身体拘束ゼロ宣言」ポスター	-	-	35.9	-
研修会参加率(H16,H19は過去の参加も含む。H22はH21年度のフォーラム参加率。)	1.6%	5.1%	1.5%	-
「身体拘束ゼロ宣言」認知率	-	25.4%	28.6%	3.2 ポイント増
「高齢者虐待防止法」	-	31.6%	28.1%	△ 3.5 ポイント減

## 集計結果

### (1) 身体拘束廃止についての取組状況等アンケート調査(取組状況等調査)

#### 【質問1】(周知度)

身体拘束が厚生労働省令により原則禁止されていることについての職員の周知度

○原則禁止であることについては、大部分の職員に周知されている。

回 答	H14		H16		H19		H22	
	回答数	構成比(%)	回答数	構成比(%)	回答数	構成比(%)	回答数	構成比(%)
ア 全ての職員に周知されている。	151	64.8	209	65.9	264	65.2	412	77.7
イ 大半の職員が知っている。	72	30.9	102	32.2	137	33.8	110	20.8
ウ 一部の職員が知っている。	6	2.6	3	0.9	4	1.0	5	0.9
エ 知らない。	1	0.4	0	0.0	0	0.0	0	0.0
オ その他	1	0.4	1	0.3	0	0.0	0	0.0
無回答	2	0.9	2	0.6	0	0.0	3	0.6
合計	233	100.0	317	100.0	405	100.0	530	100.0

#### 【質問2】(取組内容)

身体拘束廃止についての取組(複数回答)

○身体拘束ゼロ宣言と施設内研修が主要な取組となっている。

また、マニュアル作成に取り組む事業所が調査を経るごとに増加している。

回 答	H14		H16		H19		H22	
	回答数	構成比(%)	回答数	構成比(%)	回答数	構成比(%)	回答数	構成比(%)
ア 処遇の仕方や用具・設備・建物について身体拘束を少なくするための改善を行っている。	176	75.5	207	65.3	280	69.1	351	66.2
イ 職員に対して施設内の研修を実施している。	123	52.8	138	43.5	258	63.7	375	70.8
ウ 処遇の仕方などのマニュアルを作成している。	55	23.6	77	24.3	204	50.4	321	60.6
エ 身体拘束ゼロ宣言をしている。	66	28.3	102	32.2	245	60.5	406	76.6
オ 取組の長期、中期、短期の計画を策定している。	39	16.7	41	12.9	45	11.1	64	12.1
カ 家族の意識を高めるための学習会や研修会など実施している。	14	6.0	19	6.0	23	5.7	13	2.5
キ 施設外の研修に職員を派遣している。	156	67.0	165	52.1	251	62.0	348	65.7
ク 特に取組をしていない。	3	1.3	18	5.7	9	2.2	4	0.8
ケ その他	20	8.6	24	7.6	20	4.9	13	2.5
無回答	2	0.9	5	1.6	0	0.0	0	0.0
回答実数	233	100.0	317	100.0	405	100.0	530	100.0

【質問3】(検討委員会の内容)

身体拘束を廃止するには事業所での検討委員会などの組織的取組が必要とされているが、その検討内容について(複数回答)

- 個々の入所者についての状況評価・検討が主な検討内容となっている。
- 検討委員会を設置していない事業所が17.9%あり、全事業所に徹底されていない(H22)。

回 答	H14		H16		H19		H22		H22のうち拘束実施事業所	
	回答数	構成比(%)	回答数	構成比(%)	回答数	構成比(%)	回答数	構成比(%)	回答数	構成比(%)
ア 個々の入所者について、状況の評価・検討を行っている。	179	76.8	238	75.1	289	71.4	387	73.0	187	83.9
イ 施設全体が計画的に取り組むための改善計画を策定している。	88	37.8	81	25.6	107	26.4	166	31.3	82	36.8
ウ 数値目標を定めて取り組んでいる。	26	11.2	14	4.4	38	9.4	56	10.6	29	13.0
エ 検討委員会を設置しているが、具体的な検討は行っていない。	12	5.2	19	6.0	39	9.6	61	11.5	23	10.3
オ 検討委員会を設置していない。	59	25.3	98	30.9	87	21.5	95	17.9	22	9.9
カ その他	26	11.2	22	6.9	27	6.7	36	6.8	10	4.5
無回答	1	0.4	14	4.4	5	1.2	8	1.5	1	0.4
回答実数	233	100.0	317	100.0	405	100.0	530	100.0	223	100.0

【質問4-(1)】(前回調査以降の変化、H16から調査実施)

前回の調査時点において身体拘束を行っていたか。

- 身体拘束の実施は、減少傾向にある。

回 答	H16		H19		H22	
	回答数	構成比(%)	回答数	構成比(%)	回答数	構成比(%)
ア 行っていた。	141	44.5	156	38.5	219	41.3
イ 行っていなかった。	83	26.2	119	29.4	247	46.6
ウ 前回調査時点以降に開設(H16、H19は無回答含む)	93	29.3	130	32.1	51	9.6
無回答	—	—	—	—	13	2.5
合計	317	100.0	405	100.0	530	100.0

【質問4-(2)】(前回調査以降の変化、H16から調査実施)

(1)で「ア 行っていた」と回答した事業所のその後の身体拘束の状況の変化

- 前回調査時点で身体拘束を行っていた事業所も、「拘束はなくなった。」または「大幅に減少した。」「多少減少した。」が81.8%を占める(H22)。

回 答	H16		H19		H22	
	回答数	構成比(%)	回答数	構成比(%)	回答数	構成比(%)
ア 拘束はなくなった。	7	5.0	36	23.1	47	21.5
イ 大幅に減少した。	62	44.0	62	39.7	62	28.3
ウ 多少減少した。	52	36.9	35	22.4	70	32.0
エ 変化なし。	14	9.9	17	10.9	28	12.8
オ 増加した。	4	2.8	2	1.3	9	4.1
カ わからない。(H16、H19は「その他」)	2	1.4	4	2.6	1	0.5
無回答	0	0.0	0	0.0	2	0.9
合計	141	100.0	156	100.0	219	100.0

【質問4-(3)】(前回調査以降の変化、H16から調査実施)

(2)で「ア 拘束はなくなった。」「イ 大幅に減少した。」「ウ 多少減少した。」と回答した事業所について、その理由(H19、H22は複数回答)

○主に、個々の利用者に対するアセスメントし、問題行動の原因の除去等の状況の改善が、身体拘束の減少につながっている。

回 答	H16		H19		H22	
	回答数	構成比(%)	回答数	構成比(%)	回答数	構成比(%)
ア 組織のトップ(施設長、病院長)や責任者(看護・介護部長等)が身体拘束廃止を決意し、その方針を徹底した(身体拘束廃止委員会等の設置)。	33	27.3	98	69.0	100	55.9
イ トップを含めスタッフ間で身体拘束の弊害をしっかりと認識し、廃止できるか十分に議論して、共通の認識をもった。	29	24.0	101	71.1	120	67.0
ウ 個々の利用者について再度心身の状態をアセスメントし、問題行動の原因の除去等の状況改善に努めた。	45	37.2	116	81.7	146	81.6
エ 転倒や転落などの事故が起きにくい環境づくりをした(手すりをつける、足元に物を置かない、ベッドの高さを低くする、弾力のある床材の使用など)。	8	6.6	96	67.6	121	67.6
オ スタッフ全員で助け合える柔軟な態勢づくりをした(利用者が落ち着かない状態にあるなど対応が困難な場合については、日中・夜間・休日を含め施設・病院等のすべてのスタッフが随時応援に入れるなど)。	3	2.5	50	35.2	47	26.3
カ その他	0	0.0	5	3.5	10	5.6
無回答	3	2.5		0.0	1	0.6
回答実数	121	100.0	142	100.0	179	100.0

【質問4-(4)】(前回調査以降の変化、H16から調査実施)

(1)で「エ 変化なし。」「オ 増加した。」と回答した事業所において、身体拘束をなくすこと、減少することが困難な理由(複数回答)

○安全確保のための事故防止または本人・家族の希望が、身体拘束の減少を困難にさせる理由と回答した事業所が多い。

回 答	H16		H19		H22	
	回答数	構成比(%)	回答数	構成比(%)	回答数	構成比(%)
ア 転倒・転落事故を防ぐため(安全の確保)	15	83.3	14	73.7	26	70.3
イ 事故が起きた場合の施設の法的責任問題が不安	1	5.6	3	15.8	3	8.1
ウ スタッフの人数不足	3	16.7	9	47.4	4	10.8
エ トップ、責任者、スタッフの認識・意欲の不足	2	11.1	5	26.3	1	2.7
オ 拘束をしないですむような福祉機器や設備の未導入	3	16.7	3	15.8	3	8.1
カ 拘束をしない具体的なケアの工夫が分からない	2	11.1	6	31.6	5	13.5
キ 安全の確保のために本人や家族が拘束を希望	12	66.7	11	57.9	24	64.9
ク その他	4	22.2	4	21.1	9	24.3
無回答	2	11.1	2	10.5	0	0.0
回答実数	18	100.0	19	100.0	37	100.0

【質問5-(1)】(取組と事故の発生の関連)

身体拘束廃止に取り組んだ結果、介護に係る事故の発生状況について、取組の実施の前後を比較した際の変化

○身体拘束に取り組み、事故が「非常に増加した。」「やや増加した。」事業所は、11.1%である。  
一方、事故が「やや減少した。」「非常に減少した。」、または「事故はなかった。」事業所は25.5%である。なお、半数近く(44.9%)は事故に変化がない(H22)。

回 答	H14		H16		H19		H22	
	回答数	構成比(%)	回答数	構成比(%)	回答数	構成比(%)	回答数	構成比(%)
ア 非常に増加した。	8	3.4	5	1.6	7	1.7	5	0.9
イ やや増加した。	47	20.2	39	12.3	47	11.6	54	10.2
ウ 変わらない。	75	32.2	86	27.1	156	38.5	238	44.9
エ やや減少した。	27	11.6	31	9.8	40	9.9	65	12.3
オ 非常に減少した。	4	1.7	11	3.5	8	2.0	19	3.6
カ 事故はなかった。	12	5.2	12	3.8	20	4.9	51	9.6
キ 特取組をしていないため、回答できない。	—	—	—	—	21	5.2	25	4.7
ク その他	50	21.5	83	26.2	82	20.2	31	5.8
無回答	10	4.3	50	15.8	24	5.9	42	7.9
合計	233	100.0	317	100.0	405	100.0	530	100.0

【質問5-(2)】(取組と事故の発生の関連、H16から調査実施。

H19から早期について、H22から死亡事故についても回答)

発生した事故等(転倒・転落等による死亡、骨折、けが等)の件数(H16から調査実施)

○全時間帯をとおして、歩行時の転倒の事故が多い。H22の調査によると、死亡事故も若干数発生している。

H16調査(平成15年4月1日から平成16年3月31日までに発生した事故等)

回 答	昼間		夜間		合計	
	回答数	構成比(%)	回答数	構成比(%)	回答数	構成比(%)
ア ベッドからの転落	108	6.6	158	9.7	266	16.3
イ 車いすからの転落	150	9.2	112	6.8	262	16.0
ウ 歩行時の転倒	177	10.8	161	9.8	338	20.7
エ 入浴時の転倒	76	4.6	28	1.7	104	6.4
オ 徘徊や無断外出による施設外での事故	36	2.2	29	1.8	65	4.0
カ 無断外出に気づかない(けが等は なく無事に帰ってきた場合等)	75	4.6	36	2.2	111	6.8
キ 車いすとベッドの移乗時の事故	104	6.4	86	5.3	190	11.6
ク 他利用者からの粗暴行為	61	3.7	47	2.9	108	6.6
ケ その他	108	6.6	84	5.1	192	11.7
合計	895	54.7	741	45.3	1,636	100.0

H19調査(平成18年4月1日から平成19年3月31日までに発生した事故等)

回 答	昼間		夜間		早期		合計	
	回答数	構成比(%)	回答数	構成比(%)	回答数	構成比(%)	回答数	構成比(%)
ア ベッドからの転落	424	4.6	707	7.7	372	4.0	1,503	16.3
イ 車いすからの転落	1,108	12.0	329	3.6	242	2.6	1,679	18.3
ウ 歩行時の転倒	1,454	15.8	790	8.6	442	4.8	2,686	29.2
エ 入浴時の転倒	136	1.5	2	0.0	2	0.0	140	1.5
オ 徘徊や無断外出による施設外での事故	18	0.2	9	0.1	5	0.1	32	0.3
カ 無断外出に気づかない(けが等は なく無事に帰ってきた場合等)	163	1.8	30	0.3	2	0.0	195	2.1
キ 車いすとベッドの移乗時の事故	394	4.3	239	2.6	186	2.0	819	8.9
ク 他利用者からの粗暴行為	89	1.0	18	0.2	7	0.1	114	1.2
ケ その他	1,232	13.4	501	5.4	297	3.2	2,030	22.1
合計	5,018	54.6	2,625	28.5	1,555	16.9	9,198	100.0



H22調査(平成21年4月1日から平成22年3月31日までに発生した事故等)

回 答	昼間		夜間		早朝		合計		うち死亡	
	回答数	構成比(%)	回答数	構成比(%)	回答数	構成比(%)	回答数	構成比(%)	回答数	構成比(%)
ア ベッドからの転落	922	5.1	1,550	8.5	795	4.4	3,267	17.9	6	28.6
イ 車いすからの転落	1,946	10.7	740	4.1	568	3.1	3,254	17.9	1	4.8
ウ 歩行時の転倒	2,486	13.7	1,705	9.4	935	5.1	5,126	28.2	0	0.0
エ 入浴時の転倒	208	1.1	6	0.0	2	0.0	216	1.2	1	4.8
オ 徘徊や無断外出による施設外での事故	23	0.1	10	0.1	4	0.0	37	0.2	0	0.0
カ 無断外出に気づかない(けが等は なく無事に帰ってきた場合等)	371	2.0	37	0.2	43	0.2	451	2.5	—	—
キ 車いすとベッドの移乗時の事故	829	4.6	386	2.1	269	1.5	1,484	8.2	1	4.8
ク 他利用者からの粗暴行為	202	1.1	85	0.5	76	0.4	363	2.0	4	19.0
ケ その他	2,505	13.8	964	5.3	535	2.9	4,004	22.0	8	38.1
合計	9,492	52.1	5,483	30.1	3,227	17.7	18,202	100.0	21	100.0

【質問5-(3)】(取組と事故の発生の関連、H16から調査実施)

事故に対する予防対策(複数回答)

○事故発生報告書の作成、カンファレンスは、ほぼ全ての事業所で徹底されているが、  
それ以外の取組は半数程度に留まっている。

回 答	H16		H19		H22	
	回答数	構成比(%)	回答数	構成比(%)	回答数	構成比(%)
ア 事故予防(対策)委員会等の設置	142	44.8	213	52.6	299	56.4
イ 事故予防(対策)マニュアルの作成	114	36.0	168	41.5	268	50.6
ウ 職員への研修会の開催	115	36.3	199	49.1	300	56.6
エ 事故発生報告書等の作成及びカン ファレンス	281	88.6	364	89.9	485	91.5
オ 特に講じていない	2	0.6	2	0.5	6	1.1
カ その他	13	4.1	12	3.0	16	3.0
無回答	22	6.9	19	4.7	20	3.8
回答実数	317	100.0	405	100.0	530	100.0

【質問6】(了解者)

身体拘束を行うとき、誰の了解を得ているか(複数回答)

○検討委員会など事業所全体での意思決定が46.8%であり、  
半数以上の事業所には、いまだ徹底されていない(H22)。

回 答	H14		H16		H19		H22	
	回答数	構成比(%)	回答数	構成比(%)	回答数	構成比(%)	回答数	構成比(%)
ア 検討委員会など事業所全体での意思決定	43	18.5	56	17.7	175	43.2	248	46.8
イ 施設長、院長	148	63.5	201	63.4	247	61.0	328	61.9
ウ 担当医師	74	31.8	83	26.2	98	24.2	105	19.8
エ 現場の責任者(看護師長等)	139	59.7	162	51.1	186	45.9	252	47.5
オ 現場のスタッフ	87	37.3	117	36.9	140	34.6	171	32.3
カ その他	97	41.6	135	42.6	184	45.4	237	44.7
無回答	10	4.3	35	11.0	28	6.9	46	8.7
回答実数	233	100.0	317	100.0	405	100.0	530	100.0

【質問7】（記録の内容）

身体拘束を行うときに、どのような項目を記録しているか（複数回答）

○記録をしていない事業所は、2.1%であり、大部分の事業所でいずれかの項目の記録が実施されている（H22）。

○各項目への記録は、6～7割程度であり、完全には徹底されていない。

回 答	H14		H16		H19		H22	
	回答数	構成比(%)	回答数	構成比(%)	回答数	構成比(%)	回答数	構成比(%)
ア 入所者の心身の状況	147	63.1	201	63.4	268	66.2	350	66.0
イ 身体拘束の態様(具体的な方法)	160	68.7	220	69.4	296	73.1	375	70.8
ウ 身体拘束の時間	139	59.7	192	60.6	264	65.2	364	68.7
エ 身体拘束を行った理由	175	75.1	225	71.0	304	75.1	384	72.5
オ 日々の心身の状態等の観察・再検討結果	—	—	—	—	223	55.1	311	58.7
カ 特に記録していない	14	6.0	7	2.2	17	4.2	11	2.1
キ その他	34	14.6	34	10.7	52	12.8	63	11.9
無回答	10	4.3	49	15.5	36	8.9	58	10.9
回答実数	233	100.0	317	100.0	405	100.0	530	100.0

【質問8】（本人又は家族からの同意）

身体拘束を行うときの本人又は家族などへの説明、同意

○7割以上で、文書による同意取得が行われているが、完全には徹底されていない（H22）。

回 答	H14		H16		H19		H22	
	回答数	構成比(%)	回答数	構成比(%)	回答数	構成比(%)	回答数	構成比(%)
ア 本人又は家族などから口頭で同意を得ている。	63	27.0	57	18.0	52	12.8	28	5.3
イ 本人又は家族などから文書で同意を得ている。	130	55.8	195	61.5	290	71.6	391	73.8
ウ 本人又は家族などから同意を得ていない。	2	0.9	2	0.6	1	0.2	1	0.2
エ その他	28	12.0	20	6.3	31	7.7	36	6.8
無回答	10	4.3	43	13.6	31	7.7	74	14.0
合計	233	100.0	317	100.0	405	100.0	530	100.0

【質問9-（1）】(意識)

下表の具体的行為は身体拘束にあたると思うか

○H14からの調査をとおして、「ミトン型手袋」が身体拘束にあたるという意識が低い。

対象者数 具体的な行為	H14					H16					H19					H22				
	思う	思わない	わからない	回答なし	合計	思う	思わない	わからない	回答なし	合計	思う	思わない	わからない	回答なし	合計	思う	思わない	わからない	回答なし	合計
①徘徊しないように、車いすやイス、ベッドに 身体や四肢をひも等で縛る。	22.2	1.0	0.0	10.0	233	29.8	0.0	0.0	19.0	31.7	39.2	0.0	2.0	11.0	40.5	51.1	1.0	1.0	17.0	53.0
②転落しないように、ベッドに身体や四肢をひも 等で縛る。	95.3	0.4	0.0	4.3	100.0	94.0	0.0	0.0	6.0	100.0	96.8	0.0	0.5	2.7	100.0	98.4	0.2	0.2	3.2	100.0
③他人への迷惑行為を防ぐために、ベッド などに身体や四肢をひも等で縛る。	21.5	3.0	5.0	10.0	233	29.3	2.0	1.0	2.1	31.7	39.0	2.0	1.0	1.2	40.5	51.1	1.0	1.0	17.0	53.0
④他人への迷惑行為を防ぐために、ベッド などに身体や四肢をひも等で縛る。	92.3	1.3	2.1	4.3	100.0	92.4	0.6	0.3	6.6	100.0	96.3	0.5	0.2	3.0	100.0	96.4	0.2	0.2	3.2	100.0
⑤他人への迷惑行為を防ぐために、ベッド などに身体や四肢をひも等で縛る。	21.3	1.0	9.0	10.0	233	29.4	0.0	4.0	19.0	31.7	38.9	3.0	1.0	1.2	40.5	50.9	1.0	3.0	17.0	53.0
⑥自分で降りられないように、ベッドを覆(サイ ドレール)で囲む。	91.4	0.4	3.9	4.3	100.0	92.7	0.0	1.3	6.0	100.0	96.0	0.7	0.2	3.0	100.0	96.0	0.2	0.6	3.2	100.0
⑦自分で降りられないように、ベッドを覆(サイ ドレール)で囲む。	17.7	2.0	2.6	10.0	233	26.2	1.7	1.2	2.8	31.7	37.1	1.2	1.0	1.2	40.5	48.7	1.2	1.2	19.0	53.0
⑧高齢・体弱者の手コップを握れないよう に四肢をひも等で縛る。	76.0	8.6	11.2	4.3	100.0	82.6	5.4	3.8	8.2	100.0	91.6	3.0	2.5	3.0	100.0	91.9	2.3	2.3	3.6	100.0
⑨高齢・体弱者の手コップを握れないよう に四肢をひも等で縛る。	18.8	1.0	2.1	14.0	233	26.8	7.0	1.6	2.6	31.7	36.5	8.0	2.1	1.1	40.5	48.7	8.0	1.7	1.8	53.0
⑩高齢・体弱者の手コップを握れないように、また は四肢をひも等しないように、手首の機能を制限 するミトン型の手袋等をつける。	80.7	4.3	9.0	6.0	100.0	84.5	2.2	5.0	8.2	100.0	90.1	2.0	5.2	2.7	100.0	91.9	1.5	3.2	3.4	100.0
⑪高齢・体弱者の手コップを握れないように、また は四肢をひも等しないように、手首の機能を制限 するミトン型の手袋等をつける。	15.0	3.7	3.5	11.0	233	24.2	2.6	2.9	2.0	31.7	33.5	2.1	3.5	1.4	40.5	45.5	3.0	2.8	1.7	53.0
⑫高齢・体弱者の手コップを握れないように、また は四肢をひも等しないように、手首の機能を制限 するミトン型の手袋等をつける。	64.4	15.9	15.0	4.7	100.0	76.3	8.2	9.1	6.3	100.0	82.7	5.2	8.6	3.5	100.0	85.8	5.7	5.3	3.2	100.0
⑬車いすやイスから降り落ちたり、立ちあがったりし ないよう、Y字型拘束帯や腰ベルト、車 いすテーブルをつける。	18.1	1.6	2.5	11.0	233	27.2	1.3	1.1	2.1	31.7	37.4	7.0	1.1	1.3	40.5	49.1	6.0	1.6	1.7	53.0
⑭立ち上がる能力のある人の立ち上がり妨 げないように使用する。	77.7	6.9	10.7	4.7	100.0	85.8	4.1	3.5	6.6	100.0	92.3	1.7	2.7	3.2	100.0	92.6	1.1	3.0	3.2	100.0
⑮立ち上がる能力のある人の立ち上がり妨 げないように使用する。	20.3	6.0	1.2	12.0	233	27.9	2.0	1.1	2.5	31.7	37.6	5.0	1.3	1.1	40.5	49.4	4.0	1.5	1.7	53.0
⑯服やおむつはすいせ制限するために、介護衣 (つなぎ服)を着せる。	87.1	2.6	5.2	5.2	100.0	88.0	0.6	3.5	7.9	100.0	92.8	1.2	3.2	2.7	100.0	93.2	0.8	2.8	3.2	100.0
⑰服やおむつはすいせ制限するために、介護衣 (つなぎ服)を着せる。	18.5	2.5	1.1	12.0	233	26.9	1.2	1.6	2.0	31.7	37.2	1.0	1.2	1.1	40.5	49.3	7.0	1.3	1.7	53.0
⑱服やおむつはすいせ制限するために、介護衣 (つなぎ服)を着せる。	79.4	10.7	4.7	5.2	100.0	84.9	3.8	5.0	6.3	100.0	91.9	2.5	3.0	2.7	100.0	93.0	1.3	2.5	3.2	100.0
⑲行為を著しさせるために、同精神薬を過 剰に服用させる。	19.4	2.0	2.7	10.0	233	27.6	5.0	1.4	2.2	31.7	37.1	4.0	1.8	1.2	40.5	48.0	6.0	2.6	1.8	53.0
⑳自分の意思で開けることのできない居室等に 閉鎖する。	83.3	0.9	11.6	4.3	100.0	87.1	1.6	4.4	6.9	100.0	91.6	1.0	4.4	3.0	100.0	90.6	1.1	4.9	3.4	100.0
㉑自分の意思で開けることのできない居室等に 閉鎖する。	20.7	4.0	1.1	11.0	233	28.6	2.0	8.0	2.1	31.7	38.8	2.0	4.0	1.1	40.5	50.6	1.0	6.0	1.7	53.0
㉒自分の意思で開けることのできない居室等に 閉鎖する。	88.8	1.7	4.7	4.7	100.0	90.2	0.6	2.5	6.6	100.0	95.8	0.5	1.0	2.7	100.0	95.5	0.2	1.1	3.2	100.0

【質問9-(2)、(3)】(人数)

下記の具体的な行為を実際に行っている人数、そのうちで本人・家族などの希望によるもの的人数、また下記①～③までの全ての手続きを経て拘束を行っているもの的人数

※身体拘束を行うにあたっては、「切迫性」「非代替性」「一時性」の3要件を満たし、かつ、それらの要件の確認の手続きが極めて慎重に実施されているケースに限られる。具体的には、下記の①～③などについて留意する必要がある。

- ①「緊急やむを得ない場合」に該当するかどうかを施設全体で判断することとしているか
- ②利用者本人や家族から同意を得ているか
- ③拘束の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況、緊急やむを得なかった理由を記録しているか

○今回調査において、被拘束者の延べ人数は1,234人、実人数は1,000人。

うち本人、家族の希望は、延べ人数に対して32.7%、実人数に対して35.7%。

また、全ての手続きを経ている割合は、延べ人数に対して84.6%、実人数に対して87.9%であり、調査を経るごとに改善している。

○具体的な行為としては、「ベッド柵」、「ミトン型手袋」による拘束が多い。

(上段:人数(人)、下段:左から、実際に行っている者の構成比(%)、本人、家族の希望の割合(%)、全ての手続きを経ている者の割合(%))

具体的な行為	H14		H16			H19			H22		
	実際に行っている者(a)	(a)のうち、本人、家族の希望	実際に行っている者(a)	(a)のうち、本人、家族の希望	(a)のうち、全ての手続きを経ている者	実際に行っている者(a)	(a)のうち、本人、家族の希望	(a)のうち、全ての手続きを経ている者	実際に行っている者(a)	(a)のうち、本人、家族の希望	(a)のうち、全ての手続きを経ている者
①徘徊しないように、車いすやベッドに体幹や四肢をひも等で縛る。	64	25	18	8	14	11	9	10	14	7	13
	2.4	39.1	0.8	44.4	77.8	0.9	81.8	90.9	1.1	50.0	92.9
②転落しないように、ベッドに体幹や四肢をひも等で縛る。	61	21	170	18	164	34	23	32	18	10	17
	2.2	34.4	7.2	10.6	96.5	2.8	67.6	94.1	1.5	55.6	94.4
③他人への迷惑行為を防ぐために、ベッドなどに体幹や四肢をひも等で縛る。	6	1	0	0	0	4	4	3	2	0	2
	0.2	16.7	0.0	0.0	0.0	0.3	100.0	75.0	0.2	0.0	100.0
④自分で降りられないように、ベッドを柵(サイドレール)で囲む。	1,186	242	921	228	461	433	172	298	461	138	379
	43.6	20.4	39.2	24.8	50.1	35.3	39.7	68.8	37.4	29.9	82.2
⑤点滴・経管栄養のチューブを抜かないように四肢をひも等で縛る。	73	27	83	48	59	26	26	17	13	6	13
	2.7	37.0	3.5	57.8	71.1	2.1	100.0	65.4	1.1	46.2	100.0
⑥点滴・経管栄養のチューブを抜かないように、または皮膚をかきむしらないように、手指の機能制限するミトン型の手袋等をつける。	178	70	256	95	210	253	111	227	326	100	284
	6.5	39.3	10.9	37.1	82.0	20.6	43.9	89.7	26.4	30.7	87.1
⑦車いすやベッドから落ちたり、立ちあがったりしないように、Y字型拘束帯や腰ベルト、車いすテーブルをつける。	753	312	673	323	537	315	174	270	307	112	262
	27.7	41.4	28.7	48.0	79.8	25.7	55.2	85.7	24.9	36.5	85.3
⑧立ち上がる能力のある人の立ち上がりを妨げるような車いすを使用する。	22	32	4	1	4	8	3	5	0	0	0
	0.8	145.5	0.2	25.0	100.0	0.7	37.5	62.5	0.0	0.0	0.0
⑨服やおむつはずしを制限するために、介護衣(つなぎ服)を着せる。	270	75	166	67	139	118	47	100	76	18	65
	9.9	27.8	7.1	40.4	83.7	9.6	39.8	84.7	6.2	23.7	85.5
⑩行動を落ち着かせるために、向精神薬を過剰に服用させる。	29	9	31	13	29	11	6	4	7	5	1
	1.1	31.0	1.3	41.9	93.5	0.9	54.5	36.4	0.6	71.4	14.3
⑪自分の意思で開けることのできない居室等に隔離する。	77	49	27	6	14	14	7	13	10	8	8
	2.8	63.6	1.1	22.2	51.9	1.1	50.0	92.9	0.8	80.0	80.0
対象者延べ人数合計	2,719	863	2,349	807	1,631	1,227	582	979	1,234	404	1,044
	100.0	31.7	100.0	34.4	69.4	100.0	47.4	79.8	100.0	32.7	84.6
対象者実人数合計	2,256	768	1,371	460	561	1,094	574	826	1,000	355	879
	100.0	34.0	100.0	33.6	40.9	100.0	52.5	75.5	100.0	35.5	87.9

※H14調査は、「全ての手続きを経ている者」についての項目を設けていない。

【質問9-2、(3)】(人数、事業所別(H22))

(上段:人数(人)、下段:左から、実際に持っている者の構成比(%),本人、家族の希望の割合(%),全ての手続きをえている者の割合(%))

対象者数 具体的な行為	特養		老健		療養型		特定施設		ショートステイ		GH	
	実際に 行っている 者(a)	(a)のう ち、本人、家 族の希望	実際に 行っている 者(a)	(a)のう ち、本人、家 族の希望	実際に 行っている 者(a)	(a)のう ち、本人、家 族の希望	実際に 行っている 者(a)	(a)のう ち、本人、家 族の希望	実際に 行っている 者(a)	(a)のう ち、本人、家 族の希望	実際に 行っている 者(a)	(a)のう ち、本人、家 族の希望
①徘徊しないように、車いすや杖、ベッドに 柵や四肢きりも等で縛る。	5	2	5	1	0	0	6	3	1	1	0	0
②転落しないように、ベッドに柵や四肢きり も等で縛る。	1.1	40.0	100.0	50.0	0.0	0.0	11.5	50.0	9.1	100.0	0.0	0.0
③他人への迷惑行為を防ぐために、ベッド などに柵や四肢きりも等で縛る。	8	5	7	1	0	0	3	2	0	0	2	2
④他人への迷惑行為を防ぐために、ベッド などに柵や四肢きりも等で縛る。	1.8	62.5	87.5	20.0	0.0	0.0	5.8	66.7	0.0	0.0	5.7	100.0
⑤自分で歩行しないように、ベッドを横(サイ ドル)で囲む。	1	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0
⑥点検・経管栄養の子ユーブを抜かないよう に四肢きりも等で縛る。	0.2	0.0	100.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
⑦点検・経管栄養の子ユーブを抜かないよう、また は皮膚をかきむしらないように、手帳の機能を利用 するミトン型の手袋等をつける。	184	56	180	21	66	70	54	18	4	4	14	11
⑧車いすから立ち上がり、立ちあがりつたり ないように、Y字型拘束帯や腰ベルト、車 いすテーブルをつける。	42.2	30.4	97.8	18.3	57.4	24.6	77.1	66.7	36.4	100.0	40.0	78.6
⑨立ちあがりつたり立ちあがりつたり、また は皮膚をかきむしらないように、手帳の機能を利用 するミトン型の手袋等をつける。	5	5	5	0	7	1	1	0	0	0	0	0
⑩車いすから立ちあがりつたり立ちあがりつたり、また は皮膚をかきむしらないように、手帳の機能を利用 するミトン型の手袋等をつける。	1.1	100.0	100.0	0.0	100.0	0.4	100.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
⑪車いすから立ちあがりつたり立ちあがりつたり、また は皮膚をかきむしらないように、手帳の機能を利用 するミトン型の手袋等をつける。	91	37	88	11	34	160	132	8	2	2	4	3
⑫立ちあがりつたり立ちあがりつたり、また は皮膚をかきむしらないように、手帳の機能を利用 するミトン型の手袋等をつける。	20.9	40.7	96.7	26.8	82.9	56.3	23.1	82.5	18.2	100.0	11.4	75.0
⑬立ちあがりつたり立ちあがりつたり、また は皮膚をかきむしらないように、手帳の機能を利用 するミトン型の手袋等をつける。	111	52	82	42	124	34	32	7	2	2	9	5
⑭立ちあがりつたり立ちあがりつたり、また は皮膚をかきむしらないように、手帳の機能を利用 するミトン型の手袋等をつける。	25.5	46.8	73.9	31.6	93.2	12.0	94.1	13.5	18.2	100.0	25.7	55.6
⑮立ちあがりつたり立ちあがりつたり、また は皮膚をかきむしらないように、手帳の機能を利用 するミトン型の手袋等をつける。	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
⑯立ちあがりつたり立ちあがりつたり、また は皮膚をかきむしらないように、手帳の機能を利用 するミトン型の手袋等をつける。	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
⑰立ちあがりつたり立ちあがりつたり、また は皮膚をかきむしらないように、手帳の機能を利用 するミトン型の手袋等をつける。	26	4	22	1	22	19	16	0	2	2	3	2
⑱立ちあがりつたり立ちあがりつたり、また は皮膚をかきむしらないように、手帳の機能を利用 するミトン型の手袋等をつける。	6.0	15.4	84.6	6.7	4.5	6.7	31.6	84.2	0.0	0.0	8.6	66.7
⑲行為を著ら著らせるために、向精神薬を過 剰に服用させる。	0	0	0	1	1	0	0	0	0	0	0	0
⑳自分の意思で別けることのできない居室等に 隔離する。	0.0	0.0	0.0	33.3	33.3	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	8.6	100.0
㉑自分の意思で別けることのできない居室等に 隔離する。	5	3	4	1	0	0	0	1	0	0	0	0
㉒自分の意思で別けることのできない居室等に 隔離する。	1.1	60.0	80.0	0.3	0.0	0.0	0.0	1.9	100.0	0.0	0.0	0.0
対象者延べ人数合計	436	164	394	330	261	284	235	52	11	11	35	26
対象者英人数合計	100.0	37.6	90.4	100.0	79.1	100.0	82.7	63.5	100.0	100.0	81.8	74.3
	32.7	135	320	286	238	221	183	48	8	8	6	26
	100.0	41.3	97.9	100.0	83.2	100.0	82.8	64.6	100.0	100.0	75.0	78.8

(上段:人数(人)、下段:左から、実際にやっている者の構成比(%)、本人、家族の希望の割合(%)、全ての手続きを経ている者の割合(%))

対象者数 具体的な行為	小規模多機能			地域密着特定施設			地域密着特養			事業所種別不明			合計		
	実際に 行っている 者(a)	(a)のう ち、本人、家 族の希望	(a)のう ち、全ての 手続きを 経ている 者	実際に 行っている 者(a)	(a)のう ち、本人、家 族の希望	(a)のう ち、全ての 手続きを 経ている 者	実際に 行っている 者(a)	(a)のう ち、本人、家 族の希望	(a)のう ち、全ての 手続きを 経ている 者	実際に 行っている 者(a)	(a)のう ち、本人、家 族の希望	(a)のう ち、全ての 手続きを 経ている 者	実際に 行っている 者(a)	(a)のう ち、本人、家 族の希望	(a)のう ち、全ての 手続きを 経ている 者
①徘徊しないように、車いすやイス、ベッドに 身体や四肢をひも等で縛る。	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	14	7	13	
②転落しないように、ベッドに身体や四肢をひ も等で縛る。	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	1.1	50.0	92.9	
③他人への迷惑行為を防ぐために、ベッド などに身体や四肢をひも等で縛る。	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	18	10	17	
④自分や周りから守られないように、ベッドを横(サイ ドレール)で囲む。	6	4	2	7	2	7	2	2	2	2	2	32	461	379	
⑤点滴・経管栄養のチューブを抜かないよう に四肢をひも等で縛る。	46.2	66.7	33.3	63.6	28.6	100.0	40.0	100.0	100.0	56.1	25.0	37.4	29.9	82.2	
⑥点滴・経管栄養のチューブを抜かないように、また は四肢をかきむしらないように、手摺の機能を制限 するミトン型の手袋等をつける。	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	13	13	
⑦車いすやイスから降り落ちたり、立ちあがりし ないように、Y字型拘束帯や腰ベルト、車い すチューブをつける。	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	1.1	100.0	
⑧立ち上がる筋力のある人の立ち上がりを妨 げようがないずを使用する。	3	0	0	2	0	2	1	0	1	14	5	14	32.6	100	
⑨服やおむつははずしを制限するために、介護衣 (つなぎ服)を着せる。	23.1	0.0	0.0	18.2	0.0	100.0	20.0	0.0	100.0	24.6	35.7	26.4	30.7	87.1	
⑩行動を遅らせるために、向精神薬を過 剰に服用させる。	2	2	0	0	0	0	1	0	1	8	4	307	112	282	
⑪行動を遅らせるために、向精神薬を過 剰に服用させる。	15.4	100.0	0.0	0.0	0.0	0.0	20.0	0.0	100.0	14.0	50.0	24.9	36.5	85.3	
⑫服やおむつははずしを制限するために、介護衣 (つなぎ服)を着せる。	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
⑬行動を遅らせるために、向精神薬を過 剰に服用させる。	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	
⑭服やおむつははずしを制限するために、介護衣 (つなぎ服)を着せる。	0	0	0	1	1	1	1	1	1	2	1	76	18	65	
⑮行動を遅らせるために、向精神薬を過 剰に服用させる。	0.0	0.0	0.0	9.1	100.0	100.0	20.0	100.0	100.0	3.5	50.0	6.2	23.7	85.5	
⑯行動を遅らせるために、向精神薬を過 剰に服用させる。	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	7	5	1	
⑰自分の意思で開けることのできない居室等に 隔離する。	7.7	100.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.6	71.4	14.3	
⑱自分の意思で開けることのできない居室等に 隔離する。	1	1	1	1	1	1	0	0	0	1	1	10	8	8	
対象者延べ人数合計	7.7	100.0	100.0	9.1	100.0	100.0	60.0	100.0	100.0	1.8	100.0	100.0	0.8	80.0	
対象者延べ人数合計	13	8	3	11	4	11	5	3	5	57	19	56	1,234	404	
対象者延べ人数合計	100.0	61.5	23.1	100.0	36.4	100.0	100.0	60.0	100.0	100.0	33.3	98.2	100.0	32.7	
対象者延べ人数合計	12	7	4	9	3	9	4	3	4	52	17	52	1,000	355	
対象者延べ人数合計	100.0	58.3	33.3	100.0	33.3	100.0	100.0	75.0	100.0	100.0	32.7	100.0	100.0	35.5	

【質問9-(2)、(3)】(身体拘束を実際に行っている事業者数)【経年変化】

○事業所単位での身体拘束の実施状況

項目 \ 回答	H14		H16		H19		H22	
	回答数	構成比(%)	回答数	構成比(%)	回答数	構成比(%)	回答数	構成比(%)
何等かの身体拘束を実施している (a)	156	67.0	185	58.4	186	45.9	223	42.1
(a)のうち、手続きを踏まえている事業所			153	82.7	153	82.3	191	85.7
(a)のうち、手続きを全く踏まえていない事業所			32	17.3	33	17.7	32	14.3
身体拘束はしていない	77	33.0	132	41.6	219	54.1	307	57.9
合計	233	100.0	317	100.0	405	100.0	530	100.0

※「手続きを踏まえている事業所」:身体拘束を実施している事業所のうち、適正な手続きを踏まえた上で身体拘束が実施されている利用者が1名以上いる事業所。

「手続きを全く踏まえていない事業所」:身体拘束を実施している事業所のうち、適正な手続きを踏まえた上で身体拘束が実施されている利用者がいない事業所。

【質問9-(2)、(3)】(身体拘束を実際に行っている事業者数)【事業所種別(H22)】

項目 \ 回答	特養		老健		療養型	
	回答数	構成比(%)	回答数	構成比(%)	回答数	構成比(%)
何等かの身体拘束を実施している (a)	80	55.9	37	52.9	23	71.9
(a)のうち、手続きを踏まえている事業所	76	95.0	34	91.9	19	82.6
(a)のうち、手続きを全く踏まえていない事業所	4	5.0	3	8.1	4	17.4
身体拘束はしていない	63	44.1	33	47.1	9	28.1
合計	143	100.0	70	100.0	32	100.0

項目 \ 回答	特定施設		ショートステイ		グループホーム	
	回答数	構成比(%)	回答数	構成比(%)	回答数	構成比(%)
何等かの身体拘束を実施している (a)	20	37.7	6	42.9	28	18.8
(a)のうち、手続きを踏まえている事業所	19	95.0	5	83.3	16	57.1
(a)のうち、手続きを全く踏まえていない事業所	1	5.0	1	16.7	12	42.9
身体拘束はしていない	33	62.3	8	57.1	121	81.2
合計	53	100.0	14	100.0	149	100.0

項目 \ 回答	小規模多機能		地域密着特定施設		地域密着特養		事業所種別不明	
	回答数	構成比(%)	回答数	構成比(%)	回答数	構成比(%)	回答数	構成比(%)
何等かの身体拘束を実施している (a)	10	31.3	4	57.1	2	40.0	13	52.0
(a)のうち、手続きを踏まえている事業所	3	30.0	4	100.0	2	100.0	13	100.0
(a)のうち、手続きを全く踏まえていない事業所	7	70.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
身体拘束はしていない	22	68.8	3	42.9	3	60.0	12	48.0
合計	32	100.0	7	100.0	5	100.0	25	100.0

【質問10-1(1)】(事業所の状況)  
 ○回答事業所は、GH、特養、老健の順に多い(H22)。

回 答	H14				H16				H19				H22			
	対象数	精進比(%)	回答数	精進比(%)	対象数	精進比(%)	回答数	精進比(%)	対象数	精進比(%)	回答数	精進比(%)	対象数	精進比(%)	回答数	精進比(%)
ア 介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム(特養))	123	42.4	106	45.5	147	32.8	103	32.5	176	24.5	120	29.6	185	23.0	143	27.0
イ 介護老人保健施設(老健)	65	22.4	57	24.5	79	17.6	44	13.9	95	13.2	57	14.1	98	12.2	70	13.2
ウ 介護療養型医療施設(療養型)	47	16.2	38	16.3	52	11.6	28	8.2	47	6.6	32	7.9	39	4.8	32	6.0
エ 特定施設入居者生活介護(特定施設)	19	6.6	8	3.4	29	6.5	16	5.0	63	8.8	39	9.6	77	9.6	53	10.0
オ 短期入所生活介護・短期入所療養介護(ショートステイ)	9	3.1	2	0.9	14	3.1	6	1.9	33	4.6	14	3.5	33	4.1	14	2.6
カ 認知症対応型共同生活介護(グループホーム(GH))	27	9.3	17	7.3	127	28.3	75	23.7	259	36.1	118	29.1	265	35.4	149	28.1
キ 小規模多機能型居宅介護(小規模多機能)	—	—	—	—	—	—	—	—	37	5.2	12	3.0	70	8.7	32	6.0
ク 地域密着型特定施設入居者生活介護(地域密着特定施設)	—	—	—	—	—	—	—	—	4	0.6	4	1.0	8	1.0	7	1.3
ク 地域密着型分譲老人福祉施設入居者生活介護(地域密着特養)	—	—	—	—	—	—	—	—	3	0.4	1	0.2	11	1.4	5	0.9
無回答	—	—	5	2.1	—	—	47	14.8	—	—	8	2.0	—	—	25	4.7
合計	290	100.0	233	100.0	448	100.0	317	100.0	717	100.0	405	100.0	806	100.0	530	100.0



【質問10-(2)】(職員の配置状況)

施設種別		特養	老健	療養型	特定施設	ショートステイ	GH	小規模多機能	地域密着特定施設	地域密着特養	事業所種別不明	合計
回答 医師	常勤	5	67	62	0	0	0	0	0	0	4	138
	非常勤	177	63	54	8	10	1	0	5	5	17	340
	計	182	130	116	8	10	1	0	5	5	21	478
	構成比(%)	2.6	3.1	6.7	0.6	4.2	0.1	0.0	3.4	5.7	2.4	2.7
	夜勤	0	4	20	0	0	0	0	0	0	1	25
	構成比(%)	0.0	1.0	13.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	1.3	1.4
看護職員	常勤	506	597	481	103	17	28	20	10	7	81	1,850
	非常勤	196	228	122	68	10	37	14	3	5	30	713
	計	702	825	603	171	27	65	34	13	12	111	2,563
	構成比(%)	10.1	19.6	34.9	12.1	11.3	3.6	8.6	8.9	13.8	12.5	14.3
	夜勤	6	73	53	4	1	2	1	0	0	4	144
	構成比(%)	1.0	18.4	34.4	3.2	3.4	0.7	1.7	0.0	0.0	5.3	8.3
介護職員	常勤	3,816	1,922	687	653	133	1,207	187	72	39	464	9,180
	非常勤	1,318	374	91	271	52	518	152	24	17	124	2,941
	計	5,134	2,296	778	924	185	1,725	339	96	56	588	12,121
	構成比(%)	73.7	54.5	45.0	65.3	77.4	94.3	85.6	65.8	64.4	66.2	67.7
	夜勤	590	316	77	116	28	264	56	14	7	69	1,537
	構成比(%)	96.1	79.6	50.0	93.5	96.6	98.9	96.6	100.0	77.8	92.0	88.3
OT・PT	常勤	36	233	111	5	2	0	0	0	0	22	409
	非常勤	19	41	12	4	3	2	0	0	0	4	85
	計	55	274	123	9	5	2	0	0	0	26	494
	構成比(%)	0.8	6.5	7.1	0.6	2.1	0.1	0.0	0.0	0.0	2.9	2.8
	夜勤	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	構成比(%)	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
その他	常勤	616	483	91	206	6	17	11	17	11	102	1,560
	非常勤	281	207	16	98	6	20	12	15	3	40	698
	計	897	690	107	304	12	37	23	32	14	142	2,258
	構成比(%)	12.9	16.4	6.2	21.5	5.0	2.0	5.8	21.9	16.1	16.0	12.6
	夜勤	18	4	4	4	0	1	1	0	2	1	35
	構成比(%)	2.9	1.0	2.6	3.2	0.0	0.4	1.7	0.0	22.2	1.3	2.0
合計	常勤	4,979	3,302	1,432	967	158	1,252	218	99	57	673	13,137
	非常勤	1,991	913	295	449	81	578	178	47	30	215	4,777
	計	6,970	4,215	1,727	1,416	239	1,830	396	146	87	888	17,914
	構成比(%)	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
	夜勤	614	397	154	124	29	267	58	14	9	75	1,741
	構成比(%)	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0

【質問11-(1)~(6)】(利用者の状況)

○H22の被拘束者数は1,000人、拘束率は3.8%。

そのうち適正な手続きを踏まえていない拘束は12.1%(H22)。  
いずれも調査を経るごとに改善傾向にある。

	H14	H16	H19	H22
定員	—	20,348	23,646	28,644
利用者数	17,441	17,454	20,731	26,014
利用(入所)率(%)	—	85.8	87.7	90.8
被拘束者数	2,256	1,371	1,094	1,000
拘束率(%)	12.9	7.9	5.3	3.8
うち手続きなし	—	810	268	121
手続きなしの割合(%)	—	59.1	24.5	12.1

※無回答の事業所があるため、【質問11-(2)】及び【質問11-(4)】~【質問11-(6)】の計が一致しない。  
本調査における利用者数は、【質問11-(2)】及び【質問11-(4)】~【質問11-(6)】の利用者数の計のうち最大となる【質問11-(5)】の利用者数の計26,014人とする。  
※被拘束者数は、【質問9-(2)】「実際に行っている者」の対象者実人数合計であり、拘束率は、(被拘束者/利用者数)により算定。  
※「うち手続きなし」は、【質問9-(3)】の「実際に行っている者」の対象者実人数合計から、「全ての手続きを終えている者」の対象者実人数合計を除いた数であり、「手続きなしの割合」は、(うち手続きなし/拘束者数)により算定。

【質問11-(2)】(利用者の年齢・性別状況)

○利用者の23.8%が男性、76.2%が女性である。

また、男性の利用者・被拘束者数は、75~84歳が最も多く、  
女性の利用者・被拘束者数は85~94歳が最も多い。

○男性の拘束率は4.4%、女性の拘束率は3.7%である。

○全体の拘束率は95歳以上が4.8%で最も高い。

男性の拘束率は75~84歳が4.8%で最も高く、女性の拘束率は95歳以上が4.8%で最も高い。

	65歳未満	65~74歳	75~84歳	85~94歳	95歳以上	計
男性	291	1,047	2,484	1,879	278	5,979
構成比(%)	4.9	17.5	41.5	31.4	4.6	100.0
被拘束者数	6	38	120	86	13	263
構成比(%)	2.3	14.4	45.6	32.7	4.9	100.0
拘束率(%)	2.1	3.6	4.8	4.6	4.7	4.4
女性	182	1,238	5,984	9,496	2,284	19,184
構成比(%)	0.9	6.5	31.2	49.5	11.9	100.0
被拘束者数	7	27	193	367	110	704
構成比(%)	1.0	3.8	27.4	52.1	15.6	100.0
拘束率(%)	3.8	2.2	3.2	3.9	4.8	3.7
計	473	2,285	8,468	11,375	2,562	25,163
構成比(%)	1.9	9.1	33.7	45.2	10.2	100.0
被拘束者数	13	65	313	453	123	967
構成比(%)	1.3	6.7	32.4	46.8	12.7	100.0
拘束率(%)	2.7	2.8	3.7	4.0	4.8	3.8

【質問11-(3)】(利用者の医療状況)

○医療状況にある利用者の拘束率は8.3%。

○医療状況にある利用者については、胃ろうが最も多く、35.9%を占める。

○被拘束者数は、経管栄養が45.4%で最も多く、拘束率も16.5%で最も高い。

	点滴	経管栄養	胃ろう	中心静脈栄養	気管切開	留置カテーテル	その他	計
利用者数	183	1,055	1,652	27	105	692	885	4,599
構成比(%)	4.0	22.9	35.9	0.6	2.3	15.0	19.2	100.0
被拘束者数	11	174	101	2	3	37	55	383
構成比(%)	2.9	45.4	26.4	0.5	0.8	9.7	14.4	100.0
拘束率(%)	6.0	16.5	6.1	7.4	2.9	5.3	6.2	8.3

【質問11-(4)】(利用者の排泄状況、事業所別)

○利用者の排泄状況については、おむつが最も多く、33.3%を占める。

○被拘束者数は、おむつが58.6%で最も多く、拘束率も6.1%で最も高い。

	自分でトイレ	トイレ誘導	ポータブルトイレ	尿瓶	おむつ	カテーテル	その他	計
利用者数	6,747	8,569	803	163	8,570	791	96	25,739
構成比(%)	26.2	33.3	3.1	0.6	33.3	3.1	0.4	100.0
被拘束者数	11	278	36	2	527	43	3	900
構成比(%)	1.2	30.9	4.0	0.2	58.6	4.8	0.3	100.0
拘束率(%)	0.2	3.2	4.5	1.2	6.1	5.4	3.1	3.5

【質問11-(5)】(利用者の要介護度)

○利用者の要介護度については、要介護4が最も多く、26.7%を占める。

○被拘束者数は、要介護5が43.1%で最も多く、拘束率も7.0%で最も高い。

	要支援1	要支援2	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	計
利用者数	156	245	2,706	4,086	5,834	6,947	6,040	26,014
構成比(%)	0.6	0.9	10.4	15.7	22.4	26.7	23.2	100.0
被拘束者数	0	0	9	38	164	351	425	987
構成比(%)	0.0	0.0	0.9	3.9	16.6	35.6	43.1	100.0
拘束率(%)	0.0	0.0	0.3	0.9	2.8	5.1	7.0	3.8

【質問11-(6)】(利用者の認知症の程度(日常生活自立度))

○利用者の認知症の程度については、Ⅲaが最も多く、24.7%を占める。

○被拘束者数は、Ⅳが27.6%で最も多く、拘束率は、Mが10.0%で最も高い。

	自立	I	Ⅱa	Ⅱb	Ⅲa	Ⅲb	Ⅳ	M	計
利用者数	1,111	1,840	2,544	3,944	5,758	2,585	4,246	1,323	23,351
構成比(%)	4.8	7.9	10.9	16.9	24.7	11.1	18.2	5.7	100.0
被拘束者数	4	10	49	65	251	178	263	132	952
構成比(%)	0.4	1.1	5.1	6.8	26.4	18.7	27.6	13.9	100.0
拘束率(%)	0.4	0.5	1.9	1.6	4.4	6.9	6.2	10.0	4.1

【質問11-(1)】(定員・利用者数、事業所別)

○利用者の構成は、特養と老健で6割以上を占める。

○拘束率は、療養型が9.8%で最も高い。

○被拘束者のうち適正な手続きを踏まえていない拘束の割合は、小規模多機能が66.7%で最も高い。

介護保険3施設では、療養型が17.2%で最も高い。

施設種別		特養	老健	療養型	特定施設	ショートステイ	GH	小規模多機能	地域密着特定施設	地域密着特養	事業所種別不明	合計
定員、利用者数	定員	10,493	7,163	2,680	3,257	376	2,320	694	178	122	1,361	28,644
	構成比(%)	36.6	25.0	9.4	11.4	1.3	8.1	2.4	0.6	0.4	4.8	100.0
	利用者数	10,113	6,688	2,262	2,055	441	2,164	570	143	120	1,458	26,014
	構成比(%)	38.9	25.7	8.7	7.9	1.7	8.3	2.2	0.5	0.5	5.6	100.0
	利用(入所)率(%)	96.4	93.4	84.4	63.1	117.3	93.3	82.1	80.3	98.4	107.1	90.8
拘束者数、うち適正な手続きを踏まえていない被拘束者数	拘束者数	327	286	221	48	8	33	12	9	4	52	1,000
	構成比(%)	32.7	28.6	22.1	4.8	0.8	3.3	1.2	0.9	0.4	5.2	100.0
	拘束率(%)	3.2	4.3	9.8	2.3	1.8	1.5	2.1	6.3	3.3	3.6	3.8
	うち手続きなし	7	48	38	8	2	10	8	0	0	0	121
	構成比(%)	5.8	39.7	31.4	6.6	1.7	8.3	6.6	0.0	0.0	0.0	100.0
	手続きなしの割合(%)	2.1	16.8	17.2	16.7	25.0	30.3	66.7	0.0	0.0	0.0	12.1

※定員について未回答の事業所があるため、一部事業所において、利用者数が定員を超過している。

【質問11-(2)】 (年齢・性別、事業所別)

施設種別	特養	老健	療養型	特定施設	ショートステイ	GH	小規模多機能	地域密着特定施設	地域密着特養	事業所種別不明	合計	
65歳未満 ※構成比は男性・女性・男女計それぞれの計に対する構成比。	男性	75	99	43	26	7	34	3	1	0	3	291
	構成比(%)	3.8	6.3	6.6	4.3	4.8	6.3	2.3	2.6	0.0	1.1	4.9
	被拘束者数	0	2	3	1	0	0	0	0	0	0	6
	構成比(%)	0.0	2.7	3.9	7.1	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	2.3
	拘束率(%)	0.0	2.0	7.0	3.8	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	2.1
	女性	57	38	39	12	5	14	11	1	0	5	182
	構成比(%)	0.7	0.8	2.6	0.8	1.7	0.9	2.9	1.0	0.0	0.6	0.9
	被拘束者数	3	3	0	0	0	0	1	0	0	0	7
	構成比(%)	1.2	1.6	0.0	0.0	0.0	0.0	33.3	0.0	0.0	0.0	1.0
	拘束率(%)	5.3	7.9	0.0	0.0	0.0	0.0	9.1	0.0	0.0	0.0	3.8
	男女計	132	137	82	38	12	48	14	2	0	8	473
	構成比(%)	1.3	2.1	3.8	1.8	2.7	2.3	2.7	1.4	0.0	0.7	1.9
	被拘束者数	3	5	3	1	0	0	1	0	0	0	13
	構成比(%)	1.0	1.9	1.5	2.6	0.0	0.0	16.7	0.0	0.0	0.0	1.3
拘束率(%)	2.3	3.6	3.7	2.6	0.0	0.0	7.1	0.0	0.0	0.0	2.7	
65～74歳 ※構成比は男性・女性・男女計それぞれの計に対する構成比。	男性	384	273	126	94	24	77	15	2	3	49	1,047
	構成比(%)	19.3	17.2	19.3	15.6	16.4	14.3	11.5	5.1	10.7	18.0	17.5
	被拘束者数	8	8	15	3	1	1	0	0	1	1	38
	構成比(%)	11.8	11.0	19.5	21.4	50.0	7.7	0.0	0.0	100.0	9.1	14.4
	拘束率(%)	2.1	2.9	11.9	3.2	4.2	1.3	0.0	0.0	33.3	2.0	3.6
	女性	476	316	141	101	22	90	23	8	8	53	1,238
	構成比(%)	6.0	6.4	9.5	6.8	7.5	5.7	6.1	7.7	8.7	6.5	6.5
	被拘束者数	5	7	7	2	0	3	1	1	0	1	27
	構成比(%)	2.1	3.7	5.5	8.3	0.0	4.8	33.3	20.0	0.0	2.0	3.8
	拘束率(%)	1.1	2.2	5.0	2.0	0.0	3.3	4.3	12.5	0.0	1.9	2.2
	男女計	860	589	267	195	46	167	38	10	11	102	2,285
	構成比(%)	8.6	9.0	12.4	9.3	10.4	7.9	7.4	7.0	9.2	9.3	9.1
	被拘束者数	13	15	22	5	1	4	1	1	1	2	65
	構成比(%)	4.2	5.7	10.8	13.2	33.3	5.3	16.7	16.7	50.0	3.3	6.7
拘束率(%)	1.5	2.5	8.2	2.6	2.2	2.4	2.6	10.0	9.1	2.0	2.8	
75～84歳 ※構成比は男性・女性・男女計それぞれの計に対する構成比。	男性	816	649	269	246	60	226	64	19	13	122	2,484
	構成比(%)	41.0	41.0	41.2	40.9	41.1	42.1	48.9	48.7	46.4	44.9	41.5
	被拘束者数	34	33	34	6	1	5	1	1	0	5	120
	構成比(%)	50.0	45.2	44.2	42.9	50.0	38.5	33.3	100.0	0.0	45.5	45.6
	拘束率(%)	4.2	5.1	12.6	2.4	1.7	2.2	1.6	5.3	0.0	4.1	4.8
	女性	2,391	1,481	441	568	104	565	127	30	25	252	5,984
	構成比(%)	29.9	29.9	29.6	38.1	35.3	35.9	33.4	28.8	27.2	30.7	31.2
	被拘束者数	59	45	39	8	0	30	0	1	0	11	193
	構成比(%)	24.5	23.8	30.7	33.3	0.0	47.6	0.0	20.0	0.0	22.0	27.4
	拘束率(%)	2.5	3.0	8.8	1.4	0.0	5.3	0.0	3.3	0.0	4.4	3.2
	男女計	3,207	2,130	710	814	164	791	191	49	38	374	8,468
	構成比(%)	32.2	32.6	33.1	38.9	37.2	37.5	37.4	34.3	31.7	34.2	33.7
	被拘束者数	93	78	73	14	1	35	1	2	0	16	313
	構成比(%)	30.1	29.8	35.8	36.8	33.3	46.1	16.7	33.3	0.0	26.2	32.4
拘束率(%)	2.9	3.7	10.3	1.7	0.6	4.4	0.5	4.1	0.0	4.3	3.7	

施設種別		特養	老健	療養型	特定施設	ショートステイ	GH	小規模多機能	地域密着特定施設	地域密着特養	事業所種別不明	合計
85～94歳 ※構成比は男性・女性・男女計それぞれの計に対する構成比。	男性	624	494	184	206	54	170	43	13	9	82	1,879
	構成比(%)	31.4	31.2	28.2	34.3	37.0	31.7	32.8	33.3	32.1	30.1	31.4
	被拘束者数	24	25	24	2	0	5	2	0	0	4	86
	構成比(%)	35.3	34.2	31.2	14.3	0.0	38.5	66.7	0.0	0.0	36.4	32.7
	拘束率(%)	3.8	5.1	13.0	1.0	0.0	2.9	4.7	0.0	0.0	4.9	4.6
	女性	4,010	2,492	656	710	140	797	177	49	52	413	9,496
	構成比(%)	50.2	50.3	44.0	47.6	47.5	50.7	46.6	47.1	56.5	50.3	49.5
	被拘束者数	138	102	57	14	1	23	0	2	1	29	367
	構成比(%)	57.3	54.0	44.9	58.3	100.0	36.5	0.0	40.0	100.0	58.0	52.1
	拘束率(%)	3.4	4.1	8.7	2.0	0.7	2.9	0.0	4.1	1.9	7.0	3.9
	男女計	4,634	2,986	840	916	194	967	220	62	61	495	11,375
	構成比(%)	46.5	45.7	39.2	43.8	44.0	45.8	43.1	43.4	50.8	45.3	45.2
	被拘束者数	162	127	81	16	1	28	2	2	1	33	453
	構成比(%)	52.4	48.5	39.7	42.1	33.3	36.8	33.3	33.3	50.0	54.1	46.8
拘束率(%)	3.5	4.3	9.6	1.7	0.5	2.9	0.9	3.2	1.6	6.7	4.0	
95歳以上 ※構成比は男性・女性・男女計それぞれの計に対する構成比。	男性	90	68	31	29	1	30	6	4	3	16	278
	構成比(%)	4.5	4.3	4.7	4.8	0.7	5.6	4.6	10.3	10.7	5.9	4.6
	被拘束者数	2	5	1	2	0	2	0	0	0	1	13
	構成比(%)	2.9	6.8	1.3	14.3	0.0	15.4	0.0	0.0	0.0	9.1	4.9
	拘束率(%)	2.2	7.4	3.2	6.9	0.0	6.7	0.0	0.0	0.0	6.3	4.7
	女性	1,051	624	215	100	24	107	42	16	7	98	2,284
	構成比(%)	13.2	12.6	14.4	6.7	8.1	6.8	11.1	15.4	7.6	11.9	11.9
	被拘束者数	36	32	24	0	0	7	1	1	0	9	110
	構成比(%)	14.9	16.9	18.9	0.0	0.0	11.1	33.3	20.0	0.0	18.0	15.6
	拘束率(%)	3.4	5.1	11.2	0.0	0.0	6.5	2.4	6.3	0.0	9.2	4.8
	男女計	1,141	692	246	129	25	137	48	20	10	114	2,562
	構成比(%)	11.4	10.6	11.5	6.2	5.7	6.5	9.4	14.0	8.3	10.4	10.2
	被拘束者数	38	37	25	2	0	9	1	1	0	10	123
	構成比(%)	12.3	14.1	12.3	5.3	0.0	11.8	16.7	16.7	0.0	16.4	12.7
拘束率(%)	3.3	5.3	10.2	1.6	0.0	6.6	2.1	5.0	0.0	8.8	4.8	
計 ※男性構成比、女性構成比は、男女計に対するそれぞれの構成比。	男性	1,989	1,583	653	601	146	537	131	39	28	272	5,979
	男性構成比(%)	19.9	24.2	30.4	28.7	33.1	25.5	25.6	27.3	23.3	24.9	23.8
	被拘束者数	68	73	77	14	2	13	3	1	1	11	263
	男性構成比(%)	22.0	27.9	37.7	36.8	66.7	17.1	50.0	16.7	50.0	18.0	27.2
	拘束率(%)	3.4	4.6	11.8	2.3	1.4	2.4	2.3	2.6	3.6	4.0	4.4
	女性	7,985	4,951	1,492	1,491	295	1,573	380	104	92	821	19,184
	女性構成比(%)	80.1	75.8	69.6	71.3	66.9	74.5	74.4	72.7	76.7	75.1	76.2
	被拘束者数	241	189	127	24	1	63	3	5	1	50	704
	女性構成比(%)	78.0	72.1	62.3	63.2	33.3	82.9	50.0	83.3	50.0	82.0	72.8
	拘束率(%)	3.0	3.8	8.5	1.6	0.3	4.0	0.8	4.8	1.1	6.1	3.7
	男女計	9,974	6,534	2,145	2,092	441	2,110	511	143	120	1,093	25,163
	構成比(%)	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
	被拘束者数	309	262	204	38	3	76	6	6	2	61	967
	構成比(%)	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
拘束率(%)	3.1	4.0	9.5	1.8	0.7	3.6	1.2	4.2	1.7	5.6	3.8	

【質問11-(3)】(利用者の医療状況、事業所別)

施設種別	特養	老健	療養型	特定施設	ショートステイ	GH	小規模多機能	地域密着特定施設	地域密着特養	事業所種別不明	合計	
点滴	利用者	44	37	89	2	0	3	3	0	0	5	183
	構成比(%)	3.3	3.2	5.4	1.5	0.0	6.5	13.6	0.0	0.0	2.0	4.0
	被拘束者数	2	0	8	0	0	0	0	0	0	1	11
	構成比(%)	1.8	0.0	4.9	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	4.5	2.9
	拘束率(%)	4.5	0.0	9.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	20.0	6.0
経管栄養	利用者	279	154	542	17	1	3	0	0	0	59	1,055
	構成比(%)	20.8	13.4	33.0	12.9	7.7	6.5	0.0	0.0	0.0	24.2	22.9
	被拘束者数	46	25	95	1	0	1	0	0	0	6	174
	構成比(%)	41.1	35.2	58.3	11.1	0.0	33.3	0.0	0.0	0.0	27.3	45.4
	拘束率(%)	16.5	16.2	17.5	5.9	0.0	33.3	0.0	0.0	0.0	10.2	16.5
胃ろう	利用者	609	370	544	44	7	6	12	2	3	55	1,652
	構成比(%)	45.4	32.1	33.2	33.3	53.8	13.0	54.5	50.0	60.0	22.5	35.9
	被拘束者数	34	25	31	4	1	1	1	0	0	4	101
	構成比(%)	30.4	35.2	19.0	44.4	100.0	33.3	100.0	0.0	0.0	18.2	26.4
	拘束率(%)	5.6	6.8	5.7	9.1	14.3	16.7	8.3	0.0	0.0	7.3	6.1
中心静脈栄養	利用者	0	2	24	1	0	0	0	0	0	0	27
	構成比(%)	0.0	0.2	1.5	0.8	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.6
	被拘束者数	0	0	2	0	0	0	0	0	0	0	2
	構成比(%)	0.0	0.0	1.2	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.5
	拘束率(%)	0.0	0.0	8.3	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	7.4
気管切開	利用者	9	8	82	5	0	0	0	0	0	1	105
	構成比(%)	0.7	0.7	5.0	3.8	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.4	2.3
	被拘束者数	1	0	2	0	0	0	0	0	0	0	3
	構成比(%)	0.9	0.0	1.2	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.8
	拘束率(%)	11.1	0.0	2.4	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	2.9
留置カテーテル	利用者	175	173	237	47	4	8	5	2	2	39	692
	構成比(%)	13.0	15.0	14.5	35.6	30.8	17.4	22.7	50.0	40.0	16.0	15.0
	被拘束者数	4	12	15	4	0	1	0	1	0	0	37
	構成比(%)	3.6	16.9	9.2	44.4	0.0	33.3	0.0	100.0	0.0	0.0	9.7
	拘束率(%)	2.3	6.9	6.3	8.5	0.0	12.5	0.0	50.0	0.0	0.0	5.3
その他	利用者	225	408	122	16	1	26	2	0	0	85	885
	構成比(%)	16.8	35.4	7.4	12.1	7.7	56.5	9.1	0.0	0.0	34.8	19.2
	被拘束者数	25	9	10	0	0	0	0	0	0	11	55
	構成比(%)	22.3	12.7	6.1	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	50.0	14.4
	拘束率(%)	11.1	2.2	8.2	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	12.9	6.2
計	利用者	1,341	1,152	1,640	132	13	46	22	4	5	244	4,599
	構成比(%)	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
	被拘束者数	112	71	163	9	1	3	1	1	0	22	383
	構成比(%)	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	0.0	100.0	100.0
	拘束率(%)	8.4	6.2	9.9	6.8	7.7	6.5	4.5	25.0	0.0	9.0	8.3

【質問11-(4)】(利用者の排泄状況、事業所別)

施設種別	特養	老健	療養型	特定施設	ショートステイ	GH	小規模多機能	地域密着特定施設	地域密着特養	事業所種別不明	合計	
回答 自分でトイレ	利用者	1962	1453	202	1174	216	1064	272	65	49	290	6,747
	構成比(%)	20.2	22.9	7.8	54.2	48.9	48.2	47.6	45.5	40.8	19.8	26.2
	被拘束者数	3	4	0	3	0	1	0	0	0	0	11
	構成比(%)	1.0	1.4	0.0	7.5	0.0	2.8	0.0	0.0	0.0	0.0	1.2
	拘束率(%)	0.2	0.3	0.0	0.3	0.0	0.1	0.0	0.0	0.0	0.0	0.2
トイレ誘導	利用者	3556	2372	308	531	146	800	225	49	42	540	8,569
	構成比(%)	36.7	37.4	11.9	24.5	33.0	36.2	39.3	34.3	35.0	36.9	33.3
	被拘束者数	90	113	15	12	2	21	3	2	0	20	278
	構成比(%)	31.3	39.1	8.1	30.0	50.0	58.3	75.0	33.3	0.0	44.4	30.9
	拘束率(%)	2.5	4.8	4.9	2.3	1.4	2.6	1.3	4.1	0.0	3.7	3.2
ボータートイレ	利用者	304	206	87	64	21	68	5	4	3	41	803
	構成比(%)	3.1	3.2	3.4	3.0	4.8	3.1	0.9	2.8	2.5	2.8	3.1
	被拘束者数	6	24	1	1	0	4	0	0	0	0	36
	構成比(%)	2.1	8.3	0.5	2.5	0.0	11.1	0.0	0.0	0.0	0.0	4.0
	拘束率(%)	2.0	11.7	1.1	1.6	0.0	5.9	0.0	0.0	0.0	0.0	4.5
尿瓶	利用者	64	39	31	16	3	6	1	1	0	2	163
	構成比(%)	0.7	0.6	1.2	0.7	0.7	0.3	0.2	0.7	0.0	0.1	0.6
	被拘束者数	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2
	構成比(%)	0.7	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.2
	拘束率(%)	3.1	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	1.2
おむつ	利用者	3547	2056	1726	317	50	232	61	17	24	540	8,570
	構成比(%)	36.6	32.4	66.5	14.6	11.3	10.5	10.7	11.9	20.0	36.9	33.3
	被拘束者数	177	139	152	20	1	9	1	3	2	23	527
	構成比(%)	61.5	48.1	81.7	50.0	25.0	25.0	25.0	50.0	100.0	51.1	58.6
	拘束率(%)	5.0	6.8	8.8	6.3	2.0	3.9	1.6	17.6	8.3	4.3	6.1
カーテル	利用者	235	184	237	52	6	20	8	7	2	40	791
	構成比(%)	2.4	2.9	9.1	2.4	1.4	0.9	1.4	4.9	1.7	2.7	3.1
	被拘束者数	10	9	16	4	1	1	0	1	0	1	43
	構成比(%)	3.5	3.1	8.6	10.0	25.0	2.8	0.0	16.7	0.0	2.2	4.8
	拘束率(%)	4.3	4.9	6.8	7.7	16.7	5.0	0.0	14.3	0.0	2.5	5.4
その他	利用者	22	31	3	14	0	17	0	0	0	9	96
	構成比(%)	0.2	0.5	0.1	0.6	0.0	0.8	0.0	0.0	0.0	0.6	0.4
	被拘束者数	0	0	2	0	0	0	0	0	0	1	3
	構成比(%)	0.0	0.0	1.1	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	2.2	0.3
	拘束率(%)	0.0	0.0	66.7	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	11.1	3.1
計	利用者	9,690	6,341	2,594	2,168	442	2,207	572	143	120	1,462	25,739
	構成比(%)	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
	被拘束者数	288	289	186	40	4	36	4	6	2	45	900
	構成比(%)	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
	拘束率(%)	3.0	4.6	7.2	1.8	0.9	1.6	0.7	4.2	1.7	3.1	3.5



【質問11-(5)】(利用者の要介護度、事業所別)

施設種別		特養	老健	療養型	特定施設	ショートステイ	GH	小規模多機能	地域密着特定施設	地域密着特養	事業所種別不明	合計
回答	利用者	6	0	1	124	2	2	15	0	0	6	156
	構成比(%)	0.1	0.0	0.0	6.0	0.5	0.1	2.6	0.0	0.0	0.4	0.6
	被拘束者数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	拘束率(%)	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
要支援1	利用者	23	0	2	157	8	24	20	0	0	11	245
	構成比(%)	0.2	0.0	0.1	7.6	1.8	1.1	3.5	0.0	0.0	0.8	0.9
	被拘束者数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	拘束率(%)	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
要支援2	利用者	567	702	73	513	83	473	115	24	16	140	2,706
	構成比(%)	5.6	10.5	3.2	25.0	18.8	21.9	20.2	16.8	13.3	9.6	10.4
	被拘束者数	2	3	0	2	0	1	0	0	0	1	9
	拘束率(%)	0.4	0.4	0.0	0.4	0.0	0.2	0.0	0.0	0.0	0.7	0.3
要介護1	利用者	1263	1183	138	461	104	553	119	34	20	211	4,086
	構成比(%)	12.5	17.7	6.1	22.4	23.6	25.6	20.9	23.8	16.7	14.5	15.7
	被拘束者数	12	13	4	2	0	4	0	0	0	3	38
	拘束率(%)	3.5	4.1	2.1	4.7	0.0	11.8	0.0	0.0	0.0	7.7	3.9
要介護2	利用者	2324	1660	289	334	119	588	138	42	23	317	5,834
	構成比(%)	23.0	24.8	12.8	16.3	27.0	27.2	24.2	29.4	19.2	21.7	22.4
	被拘束者数	54	68	19	12	0	5	0	1	0	5	164
	拘束率(%)	15.6	21.5	9.9	27.9	0.0	14.7	0.0	16.7	0.0	12.8	16.6
要介護3	利用者	3024	1909	668	291	84	362	114	33	38	424	6,947
	構成比(%)	29.9	28.5	29.5	14.2	19.0	16.7	20.0	23.1	31.7	29.1	26.7
	被拘束者数	131	130	49	11	1	8	3	3	0	15	351
	拘束率(%)	37.9	41.0	25.5	25.6	25.0	23.5	75.0	50.0	0.0	38.5	35.6
要介護4	利用者	2906	1234	1091	175	41	162	49	10	23	349	6,040
	構成比(%)	28.7	18.5	48.2	8.5	9.3	7.5	8.6	7.0	19.2	23.9	23.2
	被拘束者数	147	103	120	16	3	16	1	2	2	15	425
	拘束率(%)	42.5	32.5	62.5	37.2	75.0	47.1	25.0	33.3	100.0	38.5	43.1
要介護5	利用者	10,113	6,688	2,262	2,055	441	2,164	570	143	120	1,458	26,014
	構成比(%)	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
	被拘束者数	346	317	192	43	4	34	4	6	2	39	987
	拘束率(%)	3.4	4.7	8.5	2.1	0.9	1.6	0.7	4.2	1.7	2.7	3.8
計	利用者	10,113	6,688	2,262	2,055	441	2,164	570	143	120	1,458	26,014
	構成比(%)	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
	被拘束者数	346	317	192	43	4	34	4	6	2	39	987
	拘束率(%)	3.4	4.7	8.5	2.1	0.9	1.6	0.7	4.2	1.7	2.7	3.8

【質問11-(6)】(利用者の認知症の程度(日常生活自立度)、事業所別)

施設種別	特養	老健	療養型	特定施設	ショートステイ	GH	小規模多機能	地域密着特定施設	地域密着特養	事業所種別不明	合計	
回答												
自立	利用者	252	202	140	411	20	17	34	6	1	28	1,111
	構成比(%)	3.0	3.3	5.9	21.5	4.8	0.9	6.3	4.2	0.8	1.9	4.8
	被拘束者数	1	2	1	0	0	0	0	0	0	0	4
	構成比(%)	0.3	0.6	0.6	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.4
	拘束率(%)	0.4	1.0	0.7	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.4
I	利用者	553	572	74	313	63	89	52	12	11	101	1,840
	構成比(%)	6.6	9.4	3.1	16.4	15.0	4.9	9.6	8.3	9.2	7.0	7.9
	被拘束者数	6	3	0	0	0	1	0	0	0	0	10
	構成比(%)	1.7	1.0	0.0	0.0	0.0	3.2	0.0	0.0	0.0	0.0	1.1
	拘束率(%)	1.1	0.5	0.0	0.0	0.0	1.1	0.0	0.0	0.0	0.0	0.5
II a	利用者	729	843	131	232	103	227	73	22	14	170	2,544
	構成比(%)	8.6	13.8	5.5	12.1	24.5	12.4	13.5	15.3	11.7	11.8	10.9
	被拘束者数	18	24	0	3	1	3	0	0	0	0	49
	構成比(%)	5.1	7.7	0.0	7.9	33.3	9.7	0.0	0.0	0.0	0.0	5.1
	拘束率(%)	2.5	2.8	0.0	1.3	1.0	1.3	0.0	0.0	0.0	0.0	1.9
II b	利用者	1188	1117	146	384	87	555	141	34	22	270	3,944
	構成比(%)	14.1	18.3	6.1	20.1	20.7	30.3	26.1	23.6	18.3	18.8	16.9
	被拘束者数	25	23	3	3	0	3	1	0	0	7	65
	構成比(%)	7.1	7.3	1.9	7.9	0.0	9.7	25.0	0.0	0.0	13.5	6.8
	拘束率(%)	2.1	2.1	2.1	0.8	0.0	0.5	0.7	0.0	0.0	2.6	1.6
III a	利用者	2372	1717	350	212	85	466	107	37	25	387	5,758
	構成比(%)	28.1	28.1	14.7	11.1	20.2	25.5	19.8	25.7	20.8	26.9	24.7
	被拘束者数	108	92	14	8	1	4	1	3	0	20	251
	構成比(%)	30.9	29.4	9.1	21.1	33.3	12.9	25.0	60.0	0.0	38.5	26.4
	拘束率(%)	4.6	5.4	4.0	3.8	1.2	0.9	0.9	8.1	0.0	5.2	4.4
III b	利用者	978	756	263	116	22	196	72	9	16	157	2,585
	構成比(%)	11.6	12.4	11.0	6.1	5.2	10.7	13.3	6.3	13.3	10.9	11.1
	被拘束者数	56	77	16	11	0	7	1	0	0	10	178
	構成比(%)	16.0	24.6	10.4	28.9	0.0	22.6	25.0	0.0	0.0	19.2	18.7
	拘束率(%)	5.7	10.2	6.1	9.5	0.0	3.6	1.4	0.0	0.0	6.4	6.9
IV	利用者	1949	736	767	185	39	236	55	21	23	235	4,246
	構成比(%)	23.1	12.0	32.1	9.7	9.3	12.9	10.2	14.6	19.2	16.4	18.2
	被拘束者数	106	72	58	6	1	7	1	0	1	11	263
	構成比(%)	30.3	23.0	37.7	15.8	33.3	22.6	25.0	0.0	50.0	21.2	27.6
	拘束率(%)	5.4	9.8	7.6	3.2	2.6	3.0	1.8	0.0	4.3	4.7	6.2
M	利用者	421	173	516	60	2	45	6	3	8	89	1,323
	構成比(%)	5.0	2.8	21.6	3.1	0.5	2.5	1.1	2.1	6.7	6.2	5.7
	被拘束者数	30	20	62	7	0	6	0	2	1	4	132
	構成比(%)	8.6	6.4	40.3	18.4	0.0	19.4	0.0	40.0	50.0	7.7	13.9
	拘束率(%)	7.1	11.6	12.0	11.7	0.0	13.3	0.0	66.7	12.5	4.5	10.0
計	利用者	8,442	6,116	2,387	1,913	421	1,831	540	144	120	1,437	23,351
	構成比(%)	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
	被拘束者数	350	313	154	38	3	31	4	5	2	52	952
	構成比(%)	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
	拘束率(%)	4.1	5.1	6.5	2.0	0.7	1.7	0.7	3.5	1.7	3.6	4.1

【質問12-(1)】(取組の認知度等、発行物について、H16から調査実施)

「身体拘束ゼロへの手引き」(H13厚生労働省)

○職員に配布、内容を話し合った、または職員に回覧した事業所は、36.7%(H22)。

回 答	H16		H19		H22	
	回答数	構成比(%)	回答数	構成比(%)	回答数	構成比(%)
職員に配布、内容を話し合った	58	18.3	72	17.8	75	14.2
職員に回覧した	105	33.1	111	27.4	119	22.5
常時閲覧可能なように保管した	65	20.5	104	25.7	173	32.6
所内にあるが、内容は見ていない	10	3.2	11	2.7	19	3.6
どこにあるかわからない	13	4.1	36	8.9	41	7.7
無回答	66	20.8	71	17.5	103	19.4
合計	317	100.0	405	100.0	530	100.0

「静岡県身体拘束ゼロ作戦推進実践事例集」(H15)

○職員に配布、内容を話し合った、または職員に回覧した事業所は、28.5%(H22)。

回 答	H16		H19		H22	
	回答数	構成比(%)	回答数	構成比(%)	回答数	構成比(%)
職員に配布、内容を話し合った	29	9.1	33	8.1	30	5.7
職員に回覧した	114	36.0	110	27.2	121	22.8
常時閲覧可能なように保管した	98	30.9	96	23.7	160	30.2
所内にあるが、内容は見ていない	13	4.1	21	5.2	24	4.5
どこにあるかわからない	8	2.5	40	9.9	61	11.5
無回答	55	17.4	105	25.9	134	25.3
合計	317	100.0	405	100.0	530	100.0

「身体拘束に関するアンケート調査結果」(H14,H16,H19 静岡県)

○職員に配布、内容を話し合った、または職員に回覧した事業所は、32.5%(H22)。

回 答	H16		H19		H22	
	回答数	構成比(%)	回答数	構成比(%)	回答数	構成比(%)
職員に配布、内容を話し合った	27	8.5	38	9.4	44	8.3
職員に回覧した	97	30.6	103	25.4	128	24.2
常時閲覧可能なように保管した	91	28.7	89	22.0	139	26.2
所内にあるが、内容は見ていない	14	4.4	18	4.4	20	3.8
どこにあるかわからない	12	3.8	46	11.4	61	11.5
無回答	76	24.0	111	27.4	138	26.0
合計	317	100.0	405	100.0	530	100.0

【質問12-(2)】(取組の認知度等、平成21年度高齢者権利擁護等推進研修会等(静岡県、(社)静岡県看護協会)

身体拘束廃止推進員養成研修(H21.9.24他)、身体拘束廃止推進看護実務者研修(H21.12.1)、  
身体拘束廃止フォーラム(H22.1.25)

○推進員養成研修への参加率は20.2%、看護実務者研修への参加率は18.3%、  
フォーラムへの参加率は33.8%。

回 答	推進員養成研修		看護実務者研修		フォーラム	
	回答数	構成比(%)	回答数	構成比(%)	回答数	構成比(%)
参加し、施設内で報告会(検討会)を行った	63	11.9	45	8.5	82	15.5
参加した	44	8.3	52	9.8	97	18.3
申し込んだが、参加しなかった	20	3.8	6	1.1	3	0.6
知っているが、参加しなかった	232	43.8	231	43.6	188	35.5
聞いたことはあるが、内容は知らない	51	9.6	54	10.2	53	10.0
初めてあることを知った	31	5.8	38	7.2	19	3.6
無回答	89	16.8	104	19.6	88	16.6
合計	530	100.0	530	100.0	530	100.0

【質問12-(3)】(取組の認知度等、身体拘束ゼロ宣言、H19から調査実施)

身体拘束ゼロ宣言(H17～)

○96.0%に認知されている(H22)。

回 答	H19		H22	
	回答数	構成比(%)	回答数	構成比(%)
宣言をし、施設全体で取り組んでいる	255	63.0	416	78.5
内容は知っているが宣言していない	126	31.1	93	17.5
聞いたことはあるが、内容は知らない	9	2.2	3	0.6
初めてあることを知った	1	0.2	0	0.0
無回答	14	3.5	18	3.4
合計	405	100.0	530	100.0

【質問12-(3)】(取組の認知度等、その他、H19から調査実施)

高齢者虐待防止法

○76.0%に認知されている(H22)。

回 答	H19		H22	
	回答数	構成比(%)	回答数	構成比(%)
職員に研修等により、法に基づく行動まで周知した	100	24.7	157	29.6
法律の内容は知っている	199	49.1	246	46.4
法律の内容までは知らない	80	19.8	82	15.5
初めてあることを知った	3	0.7	3	0.6
無回答	23	5.7	42	7.9
合計	405	100.0	530	100.0

## (2) 身体拘束に関する意識等アンケート調査(意識等調査)

※意識等アンケート調査はH16から実施

【質問1-(1)】(記入者の状況、性別)

○記入者は、女性が6割以上を占める。

回 答	H16		H19		H22	
	回答数	構成比(%)	回答数	構成比(%)	回答数	構成比(%)
ア 男性	223	36.4	201	34.5	269	36.3
イ 女性	386	63.1	381	65.4	467	63.0
無回答	3	0.5	1	0.2	5	0.7
合計	612	100.0	583	100.0	741	100.0

【質問1-(2)】(記入者の状況、年齢)

○記入者について、H16、H19調査は50代が最も多かったが、今回の調査は60代が最も多い。

回 答	H16		H19		H22	
	回答数	構成比(%)	回答数	構成比(%)	回答数	構成比(%)
ア 10代	1	0.2	0	0.0	0	0.0
イ 20代	17	2.8	9	1.5	6	0.8
ウ 30代	20	3.3	22	3.8	26	3.5
エ 40代	67	10.9	56	9.6	67	9.0
オ 50代	221	36.1	212	36.4	220	29.7
カ 60代	187	30.6	181	31.0	267	36.0
キ 70代	73	11.9	77	13.2	112	15.1
ク 80代(H16、H19は80歳以上)	25	4.1	24	4.1	31	4.2
ケ 90歳以上	—	—	—	—	7	0.9
無回答	1	0.2	2	0.3	5	0.7
合計	612	100.0	583	100.0	741	100.0

【質問1-(3)】(記入者の状況、続柄)

○記入者の利用者との続柄は、子どもが最も多い。

回 答	H22	
	回答数	構成比(%)
配偶者	86	11.6
子ども	514	69.4
兄弟姉妹	14	1.9
孫	30	4.0
その他親族	53	7.2
その他	28	3.8
無回答	16	2.2
合計	741	100.0

【質問2-(1)】(利用者の状況、利用施設)

○利用施設(事業所)は、特養、老健、GHの順に多い。

回 答	H16		H19		H22	
	回答数	構成比(%)	回答数	構成比(%)	回答数	構成比(%)
ア 介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム(特養))	219	35.8	152	26.1	270	36.4
イ 介護老人保健施設(老健)	128	20.9	107	18.4	147	19.8
ウ 介護療養型医療施設(療養型)	75	12.3	53	9.1	75	10.1
エ 特定施設入居者生活介護(特定施設)	5	0.8	14	2.4	37	5.0
オ 短期入所生活介護・短期入所療養介護(ショートステイ)	32	5.2	32	5.5	25	3.4
カ 認知症対応型共同生活介護(グループホーム(GH))	128	20.9	171	29.3	111	15.0
キ 小規模多機能型居宅介護(小規模多機能)	—	—	4	0.7	25	3.4
ク 地域密着型特定施設入居者生活介護(地域密着特定施設)	—	—	2	0.3	7	0.9
ケ 地域密着型介護老人福祉施設入居者生活介護(地域密着特養)	—	—	4	0.7	8	1.1
コ その他	17	2.8	16	2.7	8	1.1
サ 利用なし	8	1.3	17	2.9	11	1.5
無回答	0	0.0	11	1.9	17	2.3
合計	612	100.0	583	100.0	741	100.0

【質問2-(2)】(利用者の性別、H22から調査実施)※(1)で「サ 利用なし」以外の回答  
○利用者は、女性が7割以上を占める。

回 答	H22	
	回答数	構成比(%)
ア 男性	163	22.3
イ 女性	550	75.3
無回答	17	2.4
合計	730	100.0

【質問2-(3)】(利用者の年齢)※(1)で「サ 利用なし」以外の回答  
○利用者の7割以上が80代以上。

回 答	H22	
	回答数	構成比(%)
ア 60歳未満	7	1.0
イ 60代	30	4.1
ウ 70代	126	17.3
エ 80代	312	42.7
オ 90歳以上	244	33.4
無回答	11	1.5
合計	730	100.0

【質問2-(4)】(利用者の利用期間)※(1)で「サ 利用なし」以外の回答  
○利用者期間は、1年未満が減少傾向、5年以上が増加傾向。

回 答	H16		H19		H22	
	回答数	構成比(%)	回答数	構成比(%)	回答数	構成比(%)
ア 1年未満	228	37.7	162	28.6	175	24.0
イ 1~2年未満	132	21.9	136	24.0	154	21.1
ウ 2~3年未満	80	13.2	107	18.9	125	17.1
エ 3~4年未満	48	7.9	62	11.0	82	11.2
オ 4~5年未満	35	5.8	41	7.2	59	8.1
カ 5年以上	49	8.1	58	10.2	125	17.1
無回答	32	5.3	0	0.0	10	1.4
合計	604	100.0	566	100.0	730	100.0

【質問3-(1)】(認識度)

「身体拘束」という言葉を聞いたことがあるか

○9割弱が「身体拘束」という言葉を聞いたことがある(H22)。

回 答	H16		H19		H22	
	回答数	構成比(%)	回答数	構成比(%)	回答数	構成比(%)
ア 聞いたことがあり、意味も分かる。	443	72.4	459	78.7	569	76.8
イ 聞いたことがあるが、意味がよく分からない。	101	16.5	85	14.6	92	12.4
ウ 初めて聞いた。	63	10.3	28	4.8	28	3.8
無回答	5	0.8	11	1.9	52	7.0
合計	612	100.0	583	100.0	741	100.0

【質問3-(2)】(認識度)

身体拘束が原則禁止であることを知っているか

○原則禁止について、施設等から説明を受けて、知っている回答者は約半数。

回 答	H16		H19		H22	
	回答数	構成比(%)	回答数	構成比(%)	回答数	構成比(%)
ア 施設等から説明を受けて、知っている。	279	45.6	324	55.6	404	54.5
イ 新聞、ポスター等を見て、知っている。	92	15.0	91	15.6	102	13.8
ウ その他の方法で、知っている。	96	15.7	100	17.2	116	15.7
エ 初めて聞いた。	106	17.3	50	8.6	64	8.6
無回答	39	6.4	18	3.1	55	7.4
合計	612	100.0	583	100.0	741	100.0

【質問3-(4)】(認識度、H19から調査実施)

利用者や他の利用者に対して、現在身体拘束が行われているか

- 利用している事業所で、身体拘束が行われていないとの回答は約6割。  
また1割程度が分からないと回答(H22)。

回 答	H19		H22	
	回答数	構成比(%)	回答数	構成比(%)
ア 現在身体拘束が行われている。	80	13.7	68	9.2
イ 過去に身体拘束が行われていた。	49	8.4	48	6.5
ウ 身体拘束は行われていない。	365	62.6	460	62.1
エ わからない。	36	6.2	99	13.4
オ その他	8	1.4	14	1.9
無回答	45	7.7	52	7.0
合計	583	100.0	741	100.0

【質問3-(5)】(認識度)

身体拘束実施の際の同意状況

- 説明があり、口頭での同意、説明がなく文書・口頭で同意が一定数ある。

回 答	H16		H19		H22	
	回答数	構成比(%)	回答数	構成比(%)	回答数	構成比(%)
ア 説明があり、文書で同意した。	154	25.2	160	27.4	200	27.0
イ 説明があり、口頭で同意した。	95	15.5	51	8.7	82	11.1
ウ 説明はなかったが、文書で同意した。	4	0.7	6	1.0	3	0.4
エ 説明はなかったが、口頭で同意した。	4	0.7	2	0.3	8	1.1
オ 説明はあったが、同意しなかった。	6	1.0	2	0.3	1	0.1
カ 拘束があるとは聞いていないので、特になし。	215	35.1	180	30.9	276	37.2
キ わからない。	29	4.7	32	5.5	41	5.5
ク その他	55	9.0	39	6.7	28	3.8
無回答	50	8.2	111	19.0	102	13.8
合計	612	100.0	583	100.0	741	100.0

【質問3-(6)】(認識度)

身体拘束が原則禁止であることについての考え(複数回答)

- 約半数が原則禁止について、肯定的に捉えている。
- 説明・同意が適正に行われれば、仕方ないとの回答が約6割を占め、  
また、状況次第では身体拘束を認める回答が一定数ある。

回 答	H16		H19		H22	
	回答数	構成比(%)	回答数	構成比(%)	回答数	構成比(%)
ア 原則禁止となったことは、良いことだ と思う。	303	49.5	251	43.1	357	48.2
イ 本人の安全を守るという理由で拘束 するのはおかしいと思う。	75	12.3	56	9.6	62	8.4
ウ 他の利用者等で暴れたり動き回る 人については拘束してもらいたい。	157	25.7	144	24.7	157	21.2
エ 夜間などは拘束してもらった方が安 心できる時がある。	189	30.9	200	34.3	195	26.3
オ 本人又は家族等に十分な説明があ り、同意できれば仕方ない。	418	68.3	369	63.3	467	63.0
カ 施設等に迷惑が掛るならば、拘束は やむを得ない。	211	34.5	189	32.4	265	35.8
キ わからない。	16	2.6	18	3.1	27	3.6
ク その他	29	4.7	56	9.6	39	5.3
無回答	131	21.4	21	3.6	47	6.3
回答実数	612	100.0	583	100.0	741	100.0



【質問3-(3)】(認識度)

下表の具体的な行為は身体拘束にあたると思うか

○「ミトン型手袋」について約6割、「Y字型拘束帯、腰ベルト、車いすテーブル」について、約半数が身体拘束にあたるとは思っていない。

(上段:人数(人)、下段:構成比(%))

対象者数 具体的な行為	H16					H19					H22				
	思う	思わない	わからない	回答なし	合計	思う	思わない	わからない	回答なし	合計	思う	思わない	わからない	回答なし	合計
①徘徊しないように、車いすやいす、ベッドに体幹や四肢をひも等で縛る。	456	76	69	11	612	453	62	49	19	583	531	74	80	56	741
	74.5	12.4	11.3	1.8	100.0	77.7	10.6	8.4	3.3	100.0	71.7	10.0	10.8	7.6	100.0
②転落しないように、ベッドに体幹や四肢をひも等で縛る。	366	168	63	15	612	372	126	65	20	583	441	158	85	57	741
	59.8	27.5	10.3	2.5	100.0	63.8	21.6	11.1	3.4	100.0	59.5	21.3	11.5	7.7	100.0
③他人への迷惑行為を防ぐために、ベッドなどに体幹や四肢をひも等で縛る。	386	101	112	13	612	363	103	91	26	583	464	103	115	59	741
	63.1	16.5	18.3	2.1	100.0	62.3	17.7	15.6	4.5	100.0	62.6	13.9	15.5	8.0	100.0
④自分で降りられないように、ベッドを欄(サイドレール)で囲む。	210	290	98	14	612	211	262	91	19	583	252	324	101	64	741
	34.3	47.4	16.0	2.3	100.0	36.2	44.9	15.6	3.3	100.0	34.0	43.7	13.6	8.6	100.0
⑤点滴・経管栄養のチューブを抜かないように四肢をひも等で縛る。	235	261	102	14	612	235	238	89	21	583	293	282	109	57	741
	38.4	42.6	16.7	2.3	100.0	40.3	40.8	15.3	3.6	100.0	39.5	38.1	14.7	7.7	100.0
⑥点滴・経管栄養のチューブを抜かないように、または皮膚をかきむしらないように、手指の機能を制限するミトン型の手袋等をつける。	107	418	77	10	612	121	377	64	21	583	156	440	89	56	741
	17.5	68.3	12.6	1.6	100.0	20.8	64.7	11.0	3.6	100.0	21.1	59.4	12.0	7.6	100.0
⑦車いすやいすからずり落ちたり、立ちあがったりしないように、Y字型拘束帯や腰ベルト、車いすテーブルをつける。	172	338	89	13	612	197	276	86	24	583	230	337	114	60	741
	28.1	55.2	14.5	2.1	100.0	33.8	47.3	14.8	4.1	100.0	31.0	45.5	15.4	8.1	100.0
⑧立ち上がる能力のある人の立ち上がりを妨げるようないすを使用する。	396	109	96	11	612	336	124	100	23	583	403	110	155	73	741
	64.7	17.8	15.7	1.8	100.0	57.6	21.3	17.2	3.9	100.0	54.4	14.8	20.9	9.9	100.0
⑨脱衣やおむつはずしを制限するために、介護衣(つなぎ服)を着せる。	177	318	110	7	612	194	268	102	19	583	235	308	136	62	741
	28.9	52.0	18.0	1.1	100.0	33.3	46.0	17.5	3.3	100.0	31.7	41.6	18.4	8.4	100.0
⑩行動を落ち着かせるために、向精神薬を過剰に服用させる。	406	60	137	9	612	389	53	120	21	583	456	72	157	56	741
	66.3	9.8	22.4	1.5	100.0	66.7	9.1	20.6	3.6	100.0	61.5	9.7	21.2	7.6	100.0
⑪自分の意思で開けることのできない居室等に隔離する。	389	89	123	11	612	351	75	114	43	583	442	97	146	56	741
	63.6	14.5	20.1	1.8	100.0	60.2	12.9	19.6	7.4	100.0	59.6	13.1	19.7	7.6	100.0

【質問4-(1)】(取組の認知度等、発行物について)

「身体拘束ゼロへの手引き」(H13厚生労働省)

○約1割が見たことがある。

回 答	H16		H19		H22	
	回答数	構成比(%)	回答数	構成比(%)	回答数	構成比(%)
入手し、見たことがある	17	2.8	16	2.7	18	2.4
施設等で見た	39	6.4	54	9.3	59	8.0
あることは知っているが、見たことはない	111	18.1	117	20.1	141	19.0
初めてあることを知った	378	61.8	325	55.7	431	58.2
無回答	67	10.9	71	12.2	92	12.4
合計	612	100.0	583	100.0	741	100.0

「静岡県身体拘束ゼロ作戦推進実践事例集」(H15)

○6%程度が見たことがある(H22)。

回 答	H16		H19		H22	
	回答数	構成比(%)	回答数	構成比(%)	回答数	構成比(%)
入手し、見たことがある	13	2.1	11	1.9	11	1.5
施設等で見た	27	4.4	33	5.7	34	4.6
あることは知っているが、見たことはない	72	11.8	95	16.3	115	15.5
初めてあることを知った	415	67.8	357	61.2	461	62.2
無回答	85	13.9	87	14.9	120	16.2
合計	612	100.0	583	100.0	741	100.0

「身体拘束0宣言」ポスター(H17～施設等に掲示、静岡県、H22から調査実施)

○4割弱が見たことがある。

回 答	H22	
	回答数	構成比(%)
施設等で見た	266	35.9
あることは知っているが、見たことはない	65	8.8
初めてあることを知った	303	40.9
無回答	107	14.4
合計	741	100.0

【質問4-(2)】(取組の認知度等、研修会等)

身体拘束廃止フォーラム(H22.1.25)

○主に事業所向けに開催を周知していることもあり、7割弱が初めて知ったと回答。

回 答	H22	
	回答数	構成比(%)
参加した	11	1.5
申し込んだが、参加しなかった	0	0.0
内容は知っているが、参加しなかった	80	10.8
聞いたことはあるが、内容は知らない	121	16.3
初めてあることを知った	502	67.7
無回答	27	3.6
合計	741	100.0

【質問4-(2)】(身体拘束ゼロ宣言・高齢者虐待防止法、H19から調査実施)

身体拘束ゼロ宣言(H17～)

〇3割弱が知っていると回答。

回 答	H19		H22	
	回答数	構成比(%)	回答数	構成比(%)
知っている	148	25.4	212	28.6
聞いたことはあるが、内容は知らない	163	28.0	239	32.3
初めてあることを知った	235	40.3	252	34.0
無回答	37	6.3	38	5.1
合計	583	100.0	741	100.0

高齢者虐待防止法

〇3割弱が知っていると回答(H22)。

回 答	H19		H22	
	回答数	構成比(%)	回答数	構成比(%)
知っている	184	31.6	208	28.1
聞いたことはあるが、内容は知らない	237	40.7	308	41.6
初めてあることを知った	91	15.6	177	23.9
無回答	71	12.2	48	6.5
合計	583	100.0	741	100.0



質問4 (前回調査以降の変化)

(1) 前回の調査時点(平成19年12月1日)に身体拘束を行っていましたか。該当するところ1つに○をつけてください。

- ア 行っていた。————→(2)へ進んでください
  - イ 行っていなかった。
  - ウ 平成19年12月1日以降に事業を開始した施設である。}
- }————→ 3ページの質問5に進んでください

(2) (1)で「ア 行っていた」に○をつけた施設にお聞きします。  
その後の身体拘束の状況はどう変化しましたか。該当するところ1つに○をつけてください。

- ア 拘束はなくなった。}
- イ 大幅に減少した。}————→(3)へ進んでください
- ウ 多少減少した。}
- エ 変化なし。}
- オ 増加した。}————→(4)へ進んでください
- カ わからない。————→ 3ページの質問5に進んでください

(3) (2)で「ア 拘束はなくなった。」「イ 大幅に減少した。」「ウ 多少減少した。」に○をつけた施設にお聞きします。  
身体拘束をなくすこと、減少することができた理由は何ですか。該当するものにすべて○をつけてください。

- ア 組織のトップ(施設長、病院長)や責任者(看護・介護部長等)が身体拘束廃止を決意し、その方針を徹底した(身体拘束廃止委員会等の設置)。
- イ トップを含めスタッフ間で身体拘束の弊害をしっかりと認識し、廃止できるか十分に議論して、共通の認識をもった。
- ウ 個々の利用者について再度心身の状態をアセスメントし、問題行動の原因の除去等の状況改善に努めた。
- エ 転倒や転落などの事故が起きにくい環境づくりをした(手すりをつける、足元に物を置かない、ベッドの高さを低くする、弾力のある床材の使用など)。
- オ スタッフ全員で助け合える柔軟な態勢づくりをした(利用者が落ち着かない状態にあるなど対応が困難な場合については、日中・夜間・休日を含め施設・病院等の他のスタッフが随時応援に入れるなど)。
- カ その他( )

(4) (2)で「エ 変化なし。」「オ 増加した。」に○をつけた施設にお聞きします。  
身体拘束をなくすこと、減少することが困難な理由は何ですか。該当するものにすべて○をつけてください。

- ア 転倒・転落事故を防ぐため(安全の確保)
- イ 事故が起きた場合の施設の法的責任問題が不安
- ウ スタッフの人数不足
- エ トップ、責任者、スタッフの認識・意欲の不足
- オ 拘束をしないですむような福祉機器や設備の未導入
- カ 拘束をしない具体的なケアの工夫が分からない
- キ 安全の確保のために本人や家族が拘束を希望
- ク その他( )

質問5 (取組と事故の発生の関連)

(1) 身体拘束廃止に取り組んだ結果、介護に係る事故の発生状況はどうなりましたか。取組実施の前後を比較してどう変化したか、該当するところ1つに○をつけてください。

- ア 非常に増加した。
- イ やや増加した。
- ウ 変わらない。
- エ やや減少した。
- オ 非常に減少した。
- カ 事故はなかった。
- キ 特に取組をしていないため回答できない。
- ク その他 ( )

(2) 平成21年4月1日から平成22年3月31日までに発生した事故等(転倒・転落等による死亡、骨折、けが等)について、下表左欄に該当するものがあれば、その件数を昼間・夜間・早朝別に記載してください。また、そのうち、死亡事故が発生した場合には、その件数も記載してください。

発生した事故等	昼 間	夜 間	早 朝	計	うち死亡事故
ベッドからの転落					
車いすからの転落					
歩行時の転倒					
入浴時の転倒					
徘徊や無断外出による施設外での事故					
無断外出に気づかない(けが等はなく無事に帰ってきた場合等)					/
車いすとベッドの移乗時の事故					
他利用者からの粗暴行為					
その他					
計					

(3) (2)のような事故に対してどのような予防対策をしていますか。該当するものにすべて○をつけてください。

- ア 事故予防(対策)委員会等の設置
- イ 事故予防(対策)マニュアルの作成
- ウ 職員への研修会の開催
- エ 事故発生報告書等の作成及びカンファレンス
- オ 特に講じていない
- カ その他 ( )

質問6 (了解者)

身体拘束を行うとき、誰の了解を得ていますか。該当するものにすべて○をつけてください。

- ア 検討委員会など事業所全体での意思決定
- イ 施設長、院長
- ウ 担当医師
- エ 現場の責任者(看護師長等)
- オ 現場のスタッフ
- カ その他 ( )

質問7 (記録の内容)

身体拘束を行うときに、どのような項目を記録していますか。該当するものにすべて○をつけてください。

- ア 入所者の心身の状況
- イ 身体拘束の態様(具体的な方法)
- ウ 身体拘束の時間
- エ 身体拘束を行った理由
- オ 日々の心身の状態等の観察・再検討結果
- カ 特に記録していない
- キ その他 ( )

質問8 (本人又は家族からの同意)

身体拘束を行うときに、本人又は家族などに説明、同意を得ていますか。該当するところ 1つに○をつけてください。

- ア 本人又は家族などから口頭で同意を得ている。
- イ 本人又は家族などから文書で同意を得ている。
- ウ 本人又は家族などから同意を得ていない。
- エ その他 ( )

質問9 (認識度、人数)

(1) 次ページの表の行為は身体拘束にあたると思いますか。該当するところ 1つに○をつけてください。

(2) 次に、貴事業所で、これらの行為を実際に行っている事例があれば、その人数を対象者数の欄に記載して、そのうちで本人・家族などの希望によるものを該当欄に記載してください。

(3) 身体拘束を行うにあたっては、「切迫性」「非代替性」「一時性」の3要件を満たし、かつ、それらの要件の確認の手続きが極めて慎重に実施されているケースに限られます。具体的には、下記の①～③などについて留意する必要があります。

最後に、(2)の実際に拘束を行っている事例の対象者のうち、①～③までの全ての手続きを経て拘束を行っているものを該当欄に記載してください。

- ①「緊急やむを得ない場合」に該当するかどうかを施設全体で判断することとしているか
- ②利用者本人や家族から同意を得ているか
- ③拘束の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況、緊急やむを得なかった理由を記録し

ているか

※1人が複数の事例に該当する場合は、それぞれに算定してください。表の最下段には対象者の実人数を記入してください。

具体的な行為	(1) これらの行為は身体拘束にあたると思いますか。			(2) 対象者数	(3) 対象者数
	思う	思わない	わからない	実際に 行っている事例の 対象者数 (a)	(a)のうち本人、 家族の希望によるもの  (a)のうち全ての 手続きを経ているもの
①徘徊しないように、車いすやいす、ベッドに体幹や四肢をひも等で縛る。					
②転落しないように、ベッドに体幹や四肢をひも等で縛る。					
③他人への迷惑行為を防ぐために、ベッドなどに体幹や四肢をひも等で縛る。					
④自分で降りられないように、ベッドを柵(サイドレール)で囲む。					
⑤点滴・経管栄養のチューブを抜かないように、四肢をひも等で縛る。					
⑥点滴・経管栄養のチューブを抜かないように、または皮膚をかきむしらないように、手指の機能を制限するミトン型の手袋等をつける。					
⑦車いすやいすからずり落ちたり、立ちあがったりしないように、Y字型拘束帯や腰ベルト、車いすテーブルをつける。					
⑧立ち上がる能力のある人の立ち上がりを妨げるようないすを使用する。					
⑨脱衣やおむつはずしを制限するために、介護衣(つなぎ服)を着せる。					
⑩行動を落ち着かせるために、向精神薬を過剰に服用させる。					
⑪自分の意思で開けることのできない居室等に隔離する。					
対象者延べ人数合計					
対象者実人数合計					

○をつけてください。 人数を記入してください。



質問 10 (事業所の状況)

(1) 貴事業所が該当する種別に1つだけ○印をつけてください。

- ア 介護老人福祉施設 (同施設での短期入所生活介護を含む)
- イ 介護老人保健施設 (同施設での短期入所療養介護を含む)
- ウ 介護療養型医療施設 (同施設での短期入所療養介護を含む)
- エ 特定施設入居者生活介護 (同施設での短期入所生活介護を含む)
- オ 短期入所生活介護・短期入所療養介護 (ア) ~ (エ) の併設を除く)
- カ 認知症対応型共同生活介護
- キ 小規模多機能型居宅介護
- ク 地域密着型特定施設入居者生活介護
- ケ 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護

(2) 平成 22 年 8 月 1 日現在の職員の配置状況を記載してください(夜勤者数についてのみ、1 晩あたりの配置人数を記載)。

	(1) 常勤	(2) 非常勤	計 ((1) + (2))	夜勤
医師				
看護職員				
介護職員				
OT・PT				
その他				
計				

質問 11 (利用者の状況)

☆以下の (1) ~ (6) については、平成 22 年 8 月 1 日現在の状況を記載してください。

(1) 貴事業所の定員を記載してください。

定 員	
-----	--

(2) 利用者数を年齢構成別に記載してください。

	65 歳未満	65~74 歳	75~84 歳	85~94 歳	95 歳以上	計
男性						
そのうちで 拘束 をしている者						
女性						
そのうちで 拘束 をしている者						
計						

(3) 利用者の医療状況について記載してください。

	点滴	経管 栄養	胃ろう	中心静 脈栄養	気管 切開	留置 カテーテル	その他	計
利用者 (全体)								
そのうちで 拘束をして いる者								

(4) 利用者の排泄状況について記載してください(併用の場合は、最も利用している方法)。

	自分で トイレ	トイレ 誘導	ポータブル トイレ	尿瓶	おむつ	カテーテル	その他	計
利用者 (全体)								
そのうちで 拘束をして いる者								

(5) 利用者の要介護度について記載してください。

	要支援 1	要支援 2	要介護 1	要介護 2	要介護 3	要介護 4	要介護 5	計
利用者 (全体)								
そのうちで 拘束をして いる者								

(6) 利用者の認知症の程度(日常生活自立度)について記載してください。

	自立	I	II a	II b	III a	III b	IV	M	計
利用者 (全体)									
そのうちで 拘束をして いる者									

質問 12 (取組の認知度等)

貴事業所では、下記の身体拘束廃止に関する事項にどのように取り組まれていますか。該当するところ 1 つに ○ をつけてください。

(1) 発行物について

	職員に配布、内容を話し合った	職員に回覧した	常時閲覧可能なように保管した	所内にあるが、内容は見えていない	どこにあるかわからない
「身体拘束ゼロへの手引き」(H13 厚生労働省「身体拘束ゼロ作戦推進会議」)					
「静岡県身体拘束ゼロ作戦推進実践事例集」(H15)					
「身体拘束に関するアンケート」(H19 静岡県)					

(2) 平成 21 年度高齢者権利擁護等推進研修会等 (静岡県、(社) 静岡県看護協会)

	参加し、施設内で報告会(検討会)を行った	参加した	申し込んだが、参加しなかった	内容は知っているが、参加しなかった	聞いたことはあるが、内容は知らない	初めてあることを知った
身体拘束廃止推進員養成研修(H21.9.24 他)						
身体拘束廃止推進看護実務者研修(H21.12.1)						
身体拘束廃止フォーラム(H22.1.25)						

(3) 身体拘束ゼロ宣言

	宣言をし、施設全体で取り組んでいる	内容は知っているが宣言していない	聞いたことはあるが、内容は知らない	初めてあることを知った
身体拘束ゼロ宣言(H17～)				

☆「身体拘束ゼロ宣言」をしていない場合、その理由を教えてください。

[ ]

(4) その他

	職員に研修等により、法に基づく行動まで周知した	法律の内容は知っている	法律の内容までは知らない	初めてあることを知った
高齢者虐待防止法				

質問 13 (自由筆記欄)

貴事業所で具体的な取組、工夫や身体拘束に関する疑問点、悩み、意見、要望がありましたら、ご記入ください。

アンケートにご協力いただきまして、ありがとうございました。

同封した封筒にこのアンケート用紙を入れて平成 22 年 9 月 10 日 (金) までに無記名にて郵送してください。



質問3 (認識度)

(1) 「身体拘束」という言葉を聞いたことがありますか。該当するところ1つに○をつけてください。

- ア 聞いたことがあります、意味も分かる。   イ 聞いたことがあるが、意味がよく分からない。  
ウ 初めて聞いた。

(2) 介護保険施設等では、原則として身体拘束を行ってはならないことを知っていますか。該当するところ1つに○をつけてください。

- ア 施設等から説明を受けて、知っている。   イ 新聞、ポスター等を見て、知っている。  
ウ その他の方法で、知っている。           エ 初めて聞いた。

(3) 下表の行為は身体拘束にあたると思いますか。該当するところ1つに○をつけてください。

具体的な行為	これらの行為は身体拘束にあたると思いますか。		
	思う	思わない	わからない
①徘徊しないように、車いすやいす、ベッドに体幹（胴）や四肢（両手足）をひも等で縛る。			
②転落しないように、ベッドに体幹や四肢をひも等で縛る。			
③他人への迷惑行為を防ぐために、ベッドなどに体幹や四肢をひも等で縛る。			
④自分で降りられないように、ベッドを柵（サイドレール）で囲む。			
⑤点滴・経管栄養のチューブを抜かないように、四肢をひも等で縛る。			
⑥点滴・経管栄養のチューブを抜かないように、または皮膚をかきむしらないように、手指の機能を制限するミトン型の手袋等をつける。			
⑦車いすやいすからずり落ちたり、立ちあがったりしないように、Y字型拘束帯や腰ベルト、車いすテーブルをつける。			
⑧立ち上がる能力のある人の立ち上がりを妨げるようないすを使用する。			
⑨脱衣やおむつはずしを制限するために、介護衣（つなぎ服）を着せる。			
⑩行動を落ち着かせるために、向精神薬を過剰に服用させる。			
⑪自分の意思で開けることのできない居室等に隔離する。			



(2) 研修会等

	参加した	申し込んだが、参加しなかった	内容は知っているが、参加しなかった	聞いたことはあるが、内容は知らない	初めてあることを知った
身体拘束廃止フォーラム (H22. 1. 25、静岡県・(社)静岡県看護協会)					

(3) 身体拘束ゼロ宣言・高齢者虐待防止法

	知っている	聞いたことはあるが、内容は知らない	初めてあることを知った
身体拘束ゼロ宣言 (H17～)			
高齢者虐待防止法			

質問5 (自由筆記欄)

身体拘束に関する疑問点、悩み、意見、要望がありましたら、ご記入ください。

アンケートにご協力いただきまして、ありがとうございました。

同封した封筒にこのアンケート用紙を入れて平成22年9月10日(金)までに

無記名にて郵送してください。



身体拘束に関するアンケート調査結果

平成23年1月

編集 静岡県健康福祉部長寿政策局介護指導課

〒420-8601 静岡市追手町9番6号

TEL (054) 221-2351

FAX (054) 221-2142

